

第九十四回国会 逓信委員会 議 録 第 六 号

昭和五十六年四月一日(水曜日)
午前十時十四分開議

出席委員

委員長 佐藤 守良君

理事 伊藤宗一郎君 理事 加藤常太郎君

理事 堀之内久男君 理事 堀之内久男君

理事 阿部末喜男君 理事 鈴木 強君

理事 竹内 勝彦君 理事 西村 章三君

理事 秋田 大助君 理事 鴨田利太郎君

理事 川崎 二郎君 理事 長谷川四郎君

理事 早川 崇君 理事 吹田 悦君

理事 森 美秀君 理事 森山 欽司君

理事 久保 等君 理事 武部 文君

理事 楠 兼次郎君 理事 米田 東吾君

理事 島居 一雄君 理事 木下敬之助君

理事 藤原ひろ子君 理事 村上 弘君

理事 伊藤 公介君

出席國務大臣

郵政大臣 山内 一郎君

出席政府委員

郵政政務次官 渡辺 紘三君

郵政大臣官房長 奥田 量三君

郵政省郵務局長 魚津 茂晴君

郵政省貯金局長 鴨 光一郎君

郵政省簡易保険局長 小山 森也君

郵政省電気通信政策局長 守住 有信君

郵政省人事局長 岡野 裕君

委員外の出席者

厚生大臣官房企画室長 長門 保明君

厚生省年金局長 長尾 立子君

画課長 日本電信電話公社総裁 真藤 恒君

日本電信電話公社総務理事 玉野 義雄君

日本電信電話公社総務理事 山口 開生君

日本電信電話公社総務理事 小澤 春雄君

日本電信電話公社総務理事 小川 晃君

逓信委員会調査室長 芦田 茂男君

委員の異動

三月二十七日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

同日

鳥居 一雄君

本日国会に付した案件

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。久保等君。

○久保委員 郵便年金法の改正法案についてお尋ねしたいと思うのですが、最初に、多少条文に沿ってお尋ねをしたいと思うのです。現行の第十一條並びに第十二條、ここでは終身年金の規定がございまして、今度改正せられます終身年金と比較をした場合にどうなることになっておられるのか。今回の郵便年金法の改正については、いろいろと世論の強い関心等もございまして非常に議論が聞かされたところなんです。そういう点では、今日、郵便年金法についての見直しをする非常に重要な意義を持った改正だろうと思うのです。そういう点から考えて、現行の終身年金と今度改正せられます終身年金と比較をした場合にどういったところに違いがあるのか、簡単にひとつ御説明願いたいと思ひます。

○小山(森)政府委員 改正前と改正後の相違点を申し上げますと、まず第一には、ただいま終身年金の制度では、年金は定額制になっております。それからまた、その間に発生いたしました剰余金は全部の年金の支払いが終わった後、と申しますと、終身年金でございまして、死亡したときに、その剰余金を一括してお払いするという形になっております。これを今度は、終身年金については、まず基本年金が増加する仕組みをとるといふことと、さらにその間に発生いたします剰余金をそれに積み上げて毎年支給していく、こういう方式をとっていることが非常に異なつた点でございまして、また次に、最高制限額でございまして、ただいまの最高制限額は二十四万円でございますけれども、今回の法案によりまして七十二万円にしたいというところ、また最低額が現在三万円でございます

すものを十二万円にするということが法定事項として法案に盛り込まれて、御提出したわけでございます。

なお、この法案が成立した場合には、約款等におきまして年金の加入年齢と支払い開始年齢を變更いたそうという考えでございまして、それは現在加入年齢が十歳から六十歳になっておりますものを三十五歳から六十七歳に変更するということ、また年金支払い開始年齢、これが現在五十歳、五十五歳、六十歳、六十五歳となつておりますものを、いずれも五歳繰り上げまして、繰り下げると申しますか、繰り上げると申しますか、五十五歳、六十歳、六十五歳、七十歳、このように變更したい、こう考えておられる次第でございまして。

○久保委員 そういう積極的な前進もあるわけですが、一方、現在あります即時終身年金が今度の改正では廃止をせられる。このことについての理由は一体どういふことにあります。

○小山(森)政府委員 今回の改正に当たりましていろいろ問題について配慮したわけでございまして、まずけれども、配慮の要点の一つといたしまして、やはり郵便年金も金融資産の一つであるということから、そのあり方がわが国全体の金融秩序の中で調和のとれたものでなければならぬという点と、考慮しなければならぬ一つの要点としたわけでございまして。したがって、その金融資産の配分の調和を考えたが、しかも事業を運営していく上においてよりよい方向へいふこのバランスを考えました。その結果、即時年金は一時に多額の掛金を払い込むものであるといふようなことから、金融市場における資金配分の現状、いろいろ資金配分において問題になっております現時点におきましては、即時年金は行わないことにした方がよいのではないかという考えのもとに、即時年金を今回取りやめることにいたしましたことと

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

第一類第十一号 逓信委員会議録第六号 昭和五十六年四月一日

ざいます。しかしながら、現時点においてこういう考えで即時年金を今回の改正でもって廃止することにいたしましたけれども、郵便年金が加入者の要望にこたえて本来の郵便年金らしい機能を果たしているかどうかという事は、今後いつも重大な関心を持ってわれわれ運営に当たる者は考えていかなければいけない、このように考えておる次第でございます。

○久保委員 現実の即時終身年金が終身年金全体の中で占めるウェイトは、金額の面なりあるいは件数の問題、そういったことについても私ちよっとお聞きしたいと思っておりますが、事前に資料を要求したのですが、何かまだ調査中で資料が見つからないとか、把握できないというお話なので、局長の方からそのことについてのお答えをいただくことは無理だと思っておりますけれども、少なくとも国民といいますが、加入者の一般のニーズといふか要請の面から言えば、この即時終身年金といふものに対しては、非常に魅力もあり、また強い要請があるのではないかと思っておりますけれども、今日まで運営してまいったこの点に対する一般のニーズといふものはどういう状況にありますか。数字その他は、何かここで直ちにお答えいただくのは無理のようですが、この点について、従来までの運用してきた実績からいって、どんなふうに判断しておられますか。

○小山(藤)政府委員 まことに申しわけございませんが、いま手元にその資料がございませんのではつきりお答えできない状況でございますけれども、大体の推定といえますか、いままで法案を立案するに当たりましてのいろいろの資料では、これはちよっと正確を欠くかとも思いますけれども、大体一〇%前後が即時年金であったのではないかと。ちよっと正確を欠きますので、後ほどまた正確な資料をお届けしたいと思っておりますが、そういうふうな考えております。

○久保委員 正確な数字は無理のようですから、また後ほどでも別途お調べの上お知らせ願いたいと思うのです。したがってここで質問では割愛

をいたしますが、しかし即時終身年金が今回外された。もちろん政治的な今日までのいろいろな経過等から推測をして、私もある程度そういったことについての推測はできるのですけれども、いま言ったように国民の要望というものは非常に強いのだらうと思っております。そういう点からいって、しかも、資金運用の面での調和、これは特に大蔵省あたりが強くそういったことについて要望なり要請をしておると思っておりますけれども、しかし全体の占める比率からいって、いまの局長のお話では一割程度じゃないかというお話なんです、その数字は別としても、少なくとも今日までやってきた実態あるいはまた国民の意向、要望といったようなことを考えますと、この即時終身年金を外したことは、私は決して妥当だとは思いません。むしろ年金そのものの種類の選択の幅をそれだけ狭めることにもなるわけでありまして、したがって今後の運用なりまた一般の動向等を十分に考えられて、今後そういったことに対しての機敏な対応を将来に向けて考えていく必要があるのじゃないか、そんなふうな考えをわけです。しかし、数字が必ずしも明確にお答えがございせんので、この問題はそういった問題提起にとどめておきますけれども、しかし少なくとも現行制度よりも一歩あるいは二歩後退の感がいたします。その点を指摘をして今後の課題としておきたいと思

次に、やはり条文で、第十五条で従来掛金計算の基礎あるいは積立金の計算方法を法定しておったのですが、この法定事項を外した理由は一体どういうところにありますか、お尋ねしたいと思っております。

○小山(藤)政府委員 先生御指摘のとおり、現行法では掛金の計算基礎を法第十五条で決めております。ただししかしながら、この掛金の基礎といふのはいわゆる生命表、予定利率等を基礎に計算するものでございまして、この基礎資料は社会経済事情の推移に伴って刻々と変動してまいります。たとえば現行法によりまして生命表につ

きましては「昭和十一年内閣統計局の発表した第五回生命表の男子死亡率から」云々と、こういうようなことになっておりまして、現在非常に高齢化社会といいますが、寿命が刻々と変わってくるというようなことで、計算の基礎というものをなるべく現行に近づけて、そうした変動いたします社会経済事情の推移に即応した修正ができるようにしておくことが、加入者サービスの向上が図れることではないか、こう思ひまして、計算の基礎に関する事項は郵政大臣が定め、官報で公示するということとしたものでございます。

○久保委員 今回法定事項から外して、いま言われる約款等の中に規定をせられるというように改正をしていくのですが、単にこの郵便年金に限らず他の一般の簡保とかそういう方面ではどうなっておりますか。

○小山(藤)政府委員 簡易保険の場合におきましては、昭和四十四年に保険料計算の基礎に関する事項を法定事項から除外いたしましたので、郵政大臣が定めることとしたしております。

○久保委員 次に、附則の第十一条「年金契約の掛金充当の特則」という規定がございまして、これはどういふところからこういう規定を設けられることにしたのか、お尋ねしたいと思っております。

○小山(藤)政府委員 ただいまの現行法によりまして、現在保険約款と年金約款におきまして、簡易保険の保険金及び剰余金、郵便年金の返還金及び剰余金というものを年金契約の掛金に振りかえることができることになっております。それで、そのことによつて即時終身年金に入ることができるようになっていくわけでございます。郵便年金約款の第二十五条にこの点がございまして、ただいま簡易保険に加入をしていらっしゃる方は、郵便年金の即時年金に入ることを予定している方も当然あるということが考えられるわけでございます。したがって、今回年金法の中から即時年金といふものを外したわけでございますけれども、現行法で御加入になった方がそういう従来の予定していたところの利益というものを剥奪すること

になつては問題がございまして、したがって今後、この年金法が施行される以前にお入りになつた方は、この附則によりまして即時年金に保険金とか剰余金等を振りかえて御加入できるというような方式をここでとつていくわけでございます。

○久保委員 すでにいろいろと同僚委員の方からの御質問があつたようでございますので、できるだけ重複を避けてお尋ねしたいと思つて、ここで、今回の郵便年金の改正、私は個人任意年金制度の中で、郵便年金とそれから民間でやつておりますいわゆる民保の年金、これとの違いといひますか、あるいはそれぞれの特色といひますが、そういったことについてはどういふ点が指摘できるか、大まかにお尋ねをいたしたいと思つております。たとえば運用利回り等の問題については、これは明らかに郵便年金の方が低利といひますが、民保年金に比べて低い、そういったような面もあると思つて、一方また、年金の性格といひか中身の問題を考へてみますと、長期的に見た場合に一体どちらが有利なのか、こういう比較の問題もあらうと思つております。

常識的に言つて郵便年金と民保の年金との違いといふものはどういふところか。優劣と言つては何ですけれども、そういった違いの点を概括的にひとつ御説明願ひたい。

○小山(藤)政府委員 民間事業でやつております年金の中には、いわゆる生命表をもとにいたしません、年金という名前をつけておりますけれども預貯金を積み立てまして、それを払い戻すときに年金型に分割して払い戻すというものがございまして。しかしながら、これは私どもが考へております生命表をもとにしていくいわゆる年金とは本質的に異なつておりますので、これについての比較はなかなかできないものでございます。

それでは、生命表を使つております民間事業と今回私どもが改正しようとする国営事業の郵便年金とどう違うかと申しますと、生命表を使つてさらにそれを数値計算上の掛金あるいは支給金とい

うような形に振り分けてまいりますと、包括的にはほとんど相違はございません。ただ、しかしながらその中にいろいろ型がございまして、たとえば支払い開始時に比較的高い支払い金額を払うというような型をとりまして、通増が低くなつてまいります。また、支払い開始時に比較的低いスタートをいたしますと通増額はふえて、年を経るに従つて次第に多額の支払い金額を受けられるという形になつてまいります。したがって、個々別々のいろいろなタイプによりまして一概に優劣は比較しがたいのですが、総体として見た場合においてはほほ優劣はない、こういうふうな御理解をしていただければいいと思います。

それではあと何が違うかと申しますと、郵便局というのは全国にきまなく網が張られていてということ、しかも郵便局というのはどこも同じサービスを利用者に対していたすというところから、全国一律に同じようなサービスを利用者に対して提供していくという点が民間の個々の事業者とは非常に異なるのではないかと、このように考えておる次第でございます。

○久保委員 細かい点を比較してみますといういろいろな点があると思うのですが、いま局長の概括的な話とか総括的な話、必ずしもよくわかつたわけではございません。いずれにいたしまして郵便年金と民保の年金は今日まで併存してまいつておるわけでありまして、郵便年金にしてももうすでに約半世紀以上の歴史があるわけでありまして、そういった点を考えてみますと、民保との関係を考慮してみても、今日までのいわば共存状態の中でのいろいろな経験を積み重ねてまいつたと思うのであります。最近特に官業が民業を圧迫するのではないかとといった批判なり意見等も耳にするわけでありまして、少なくともそれぞれの持ち味を生かしてやらせて、国民の期待にこたえる年金制度がこの任意年金制度においてやはり必要だと思ひます。

もちろん日本の公的年金というものは、国民年金にいたしまして昭和三十四年に法律が制定せ

られたという、比較的新しいわけでありまして、郵便年金の場合には、いま申し上げましたようにはるかにさかのぼつて、もう半世紀以上の経験と実績を持つておるわけでありまして、そういう点で、今後この二本立ての任意年金というものがどう成長、発展してまいりますか、私は非常に重大な問題だと思つております。したがって、官業が民業を圧迫するとか、民業が官業に圧迫を加えるとかそういった関係ではなくて、やはり両者それぞれ持ち味を生かしてやらせて発展を遂げまいることが、国民の立場から言へば非常に大きく期待しておるところだと思つております。

そういう点で、いま言われたような危惧といひますか、あるいは両者の間でいろいろ摩擦を起すのではないかと申すようなことが言われております。だから、過去もうすでに長い間やつてまいつた経験の中から、そういう問題について一体どういう実績なり経験を持つておられるのか、具体的な問題として、たとえば簡易保険の問題、これはまた郵便年金以上に古い歴史を持つておるわけでありまして、大正五年、郵便年金より約十年ばかり早くから始めた簡易保険、もちろん民間の保険業界というものは、すでに明治の半ばくらいでしか発足をしておるようですから、そういう中から過去を振り返つて見て、いまいろいろ指摘しておりますような問題が、過去の実績から言つても果たしてそういう点で指摘されるのかどうか、これと簡保との関係について、いままでの実績等から、郵政省ではどう考えておられるのか、できれば具体的に御説明願へば幸ひだと思つております。

○小山(森)政府委員 今回郵便年金法の改正によつて民業に圧迫を加えるのではないかと申す話がございますけれども、いわゆる郵便年金の個人年金そのものの市場というのは、いまきわめて普及率が低いといふところから、そういう市場そのものがまだ形成されてないという状況でございます。また、郵便年金という公的な公共性の高いものに国営事業が参加するということは、全体の

事業に対して一種の誘導機能を果たすのではないと思つておる次第でございます。

そのようなことを言へるのはどういふ経験に基づくかと申しますと、大正五年に簡易保険が創業されておりました。これに對しまして民業の保険は明治十四年から創業されておるわけでございます。その後おくれること数十年で簡易保険が創業されております。そのときの状況を見ますと、それまでの民間生命保険の保険契約の推移といひますのは、大正五年前十年間の年平均の新契約の増加率を見ますと、三・五%の伸びを示しております。これは十年平均でございますが、大正五年の前五年間だけ、明治四十五年から大正五年までの数字でございますが、これは逆に三・四%の減少を示しているわけでございます。ところがここで、大正五年に簡易保険が保険事業に参画いたしました。この直後にこの数字を見てまいりますと、五年間で平均一四・九%という伸びになっておりまして、さらに十年間をとつてみましても一・一%という伸びになっておりまして、急激な上昇傾向をたどつていふこととございまして、

このことは、国営の簡易保険による、いわゆる全国網のあります郵便局でこのような国営事業を通しまして保険を行うことによつて、保険思想というものが全国的に普及して御利用になる皆様方がふえたといふことで、民間生命保険ともどもその事業が進展してきた、このように見ている次第でございます。

○久保委員 いま御説明のあつた点で、おたくの手にある資料によつても、民保の個人契約の件数の推移、これを見てみますと、明治三十年、それから大正五年、簡易保険が始まつた年ですが、それまでの約二十年間、これを見てみますと、明治三十年度を一つの基準にしますと、大正五年当時における契約の件数といふものは約一・七倍、二倍に足りないような状況であつたようでありまして、それが、大正五年を契機にしてその後大正五年から五年間の大正十年ごろになりますと、約倍、二倍程度に伸びておるようであります

し、さらにその後大正十五年、すなわち大正五年からみれば十年経過した段階で見ますと約三倍、さらに昭和九年、すなわち約二十年間ですが、この期間をとつてみますと約五倍程度の伸びを示しておるようでありまして、そういう点では、いま局長の言われた数字を挙げての御説明と符節を大体合わせておると思つておりますが、とにかく簡易保険が始まつた大正五年、この時期あたりをとらえてみた一つの今日までの実績あるいは歴史的な動向がいまのお話で数字的に理解されたいと思つておりますが、さらにごく最近における問題として、なお一つ傾向をお尋ねしたいと思つております。それは要するに、例の昭和四十九年に始められました簡保における疾病傷害特約、これが昭和四十九年を境にしてどういふ傾向になつてまいつたか、これも最近の事例の問題としてお伺ひをしておきたいと思つております。

○小山(森)政府委員 疾病傷害特約でございますが、簡易保険が開始いたしましたのは昭和四十九年からでございます。それ以前には民間保険におきましてはこの種の契約があつたわけでございますけれども、昭和四十五年度末の状況を見てみますと、三十八万五千件でございました。個人保険の中に占める割合は〇・六%でございます。さらに三年後でございますが、昭和四十九年から簡易保険を始めましたところですが、その直前の昭和四十八年度末にはどういふ状況であるかと申しますと、百五万五千件、個人保険の中に占める割合は一・五%になつておりました。ところが、昭和四十九年に簡易保険がこの種の傷害特約という付加契約をするようになりましてから急速にこれが伸びまして、五年たつた昭和五十四年度末では、この個人保険の中に占める割合は二八・二%、二千三百万件となつておる次第でございます。

これを計数でちよつと申し上げますと、昭和四十九年に傷害特約の簡易保険業務を始める前の四十八年を一〇〇としたとしますと、その三年前でありますところの昭和四十五年の指数は三六でございまして、ところが、一年たちまして昭和四十九年

で見ますと、これが四五二、二年目の五十年では八四七となっておりまして、五年後の五十四年では二一九〇という指数にまでふえているという状況でございます。

○久保委員 いまの特に疾病傷害特約、それから民保の場合におきましては、疾病入院保障契約というもののようでありまして、いまお話があったように、非常に急激に伸びておるものが数字的に指摘できると思うのですが、過去のそういった実績なり経験というものが今後においても、要するに両々相まって国民のニーズにこたえてまいる、加入者の期待にこたえてまいるということが望ましいわけでありまして、また、現にいまお話があったような面から考えてみますと、将来に対して非常に期待が持てるのではないかと考えております。

したがって、今日の年金始まってまだそう日がたつておるわけではないのでありますが、しかし、いろいろ経済の変化に伴って、国民年金の問題一つをとらえてみても、まだ必ずしも安定的発展が期待できる現状にはありません。われわれはもろろん本質的に考えますと、公的年金を充実してまいること、これが何と云っても大衆をなすものでなければならぬと思うのですが、しかし、現実的にはなかなかそうはいらない状況等を考えますと、この郵便年金にいたしましては、その使命は非常に大きいものがあると思うのです。

しかし、今日までのこれまた郵便年金の歴史を振り返ってみますと、必ずしも一貫した方針でもってずっとやってまいったということにはなっておらぬと思うのでありまして、今回もまた例の特別措置というようにことがとられて、いわば従来の郵便年金についてはひとつ区切りをつけ、一時金を払って一応とにかく結末をつけよう、清算をしようというような措置がとられておりますことは、郵便年金制度に対する従来の取り組み方というものは、その時代の趨勢に対応し切れない、いわば郵便年金の好ましくない状態で、現実には

対応できなくなつた。したがって、一つの時期をとらえてこれに対して清算をしようということですが、すでに昭和四十二年にも一遍やったわけでありまして、今回の法改正に伴つてもまた特別措置がとられる。このことは言いかねば、結局郵便年金法の第一条に規定せられております郵便年金の目的というものが一貫的にその任務を果たし得なかつたということが、一面から言えは言えるのではないかと考えておるのですが、そういう点では特別措置が何回も何回もとられて、その時代の変遷に対応できない段差のあるところをこの特別措置で埋めていくという措置をとらざるを得ないことは、いわば郵便年金制度が極端に言えば破綻というか、とにかくそのときの時代の要望に沿い得なかつたということを立証しておるのではないかと考えておるのですが、この特別措置の反面、そういった私の指摘が当たつておるかどうか、郵政省そのものが失敗であつたとは公言できないと思うのでありますが、しかし、これは長い流れから見ればそういったことを私は指摘せざるを得ないと思うのですけれども、郵政省ではどういう反省を持っておられるのか、この特別措置の問題に關連して、角度を変えてお尋ねをして、所見をお伺いしたいと思うのです。

○小山(森)政府委員 従来の法律というものは大正十五年につくられたということをまず申し上げておかなければならぬかと思ひます。当時の状況でまいると、いわゆる経済変動というものは非常に停滞時期にあつたということ、そのときの立法であつたということ、したがって、現在の戦後のような経済の発展というものとおよそ経済社会情勢、客観情勢が変わつていた中においてできた制度であつたということ、しかしながら、その後また先生御指摘のように、法第一条に基づくような形の反省を常にすべきではなかつたか、こういうことでございますが、一つは、世界大戦というような形でもって経済環境が破壊的な形になつたということから、この事業に對しましての立ち直りが非常に遅かつたということは言え

るかと存じます。

また、それに加えますに戦後の非常に急激な経済環境の発展というものが加わりまして、この第一条の精神を生かすためにどのような具体的な方策をとっていくかということについて非常に苦慮して、その期間が非常に長かつたということは御指摘のとおりだと存じます。

したがって、法第一条に基づきまして郵政省に命ぜられております年金の国民に対する奉仕というものを、ここで考えを新たにいたしました今改正法案を提出した次第でございますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

○久保委員 確かに敗戦といったようなことにはだれしも予想もしないような大変な激動があつたわけでありまして、当然、経済、財政等のこれまた大変な変動あるいはまた大変な混乱があつた、そういう中で国民の生活を一体どう守つてまいるか、この郵便年金法第一条にも言われておりますように、国民の経済生活の安定を図る、こういう大目的にその時宜に適した対応がなかなかとりにくかつたことは十二分にわかるわけでありまして、しかし、これはいまも局長の方から御答弁があつたように、対応の仕方が必ずしも時宜を得ていなかったということだけは私は指摘できるのじやないかと思ひます。少なくとも将来に対する展望としては、一貫性を持って、しかも国民にできるだけ魅力のある、この法律にも規定されておりますように簡易に利用できる郵便年金であつてほしいということは、国民すべてが願望しておるところですから、そういう意味では今後思いを新たに、ぜひひとつ国民の期待にこたえる郵便年金制度というものの確立に向かつて努力をしてもらいたいと思ひます。

ところで、余り時間もございませんので最後に御尋ねしたいと思ひますのは、行政管理庁から、年金とは若干違ひますが、簡保事業に対する勧告が昭和五十四年、すなわち一昨年の五月十四日に出されておるようですが、これに對してすでに郵政省の方で回答等も出されておるようであります。

これはやはり簡保と年金、きわめて性格といひますか本質的には、あるいはまたその目的とすると同様な目的を持つて創設をされてる制度ですから、そういう点で考えますと、行政管理庁から指摘をせられた勧告事項というものは、この郵便年金の場合についても全く本質的に同じことが言えると思ひます。そういう点から見て、余り中身について詳細なお話を伺う時間もございませんので、勧告に對してどういう取り組み方を郵政省としてはしておられるのか、簡潔にひとつお答えをお願いしたいと思います。

○小山(森)政府委員 行政管理庁からは、第一は加入者サービスの改善ということ、第二は事業運営の効率化、第三には事業運営の適正化という三点からの勧告をいただいております。時間が非常にかかりますので、この内容の一つ一つについて申し上げるわけにまいりませんけれども、加入者に対するオンラインサービスの拡充という点については、現在すでに拡充を図つておりまして、普通局に對しては昨日をもちまして全部オンラインが完了したところでございます。今後特定局に對してもオンラインサービス網を広げていく所存でございます。

また事業運営の効率化という点におきまして、地方簡易保険局の要員の適正化というようにことがございまして、これは機械化等に伴います合理化、さらに民間委託ということをもつて効率化に努めているところでございます。

また、いわゆる最高制限額の超過契約でございますが、これは国営事業として超過契約ということとはやはり問題がございまして、したがって、普通局のオンラインも完成したことでございまして、事前チェックシステムを五十六年度からとつていこうと考えている次第でございます。なお、制度の問題で下取り転換制度の創設というのを勧告を受けておりますが、これはまだ現在やっております。しかしながら、いろいろな民間生命保険等の現状から考えまして、このサービス

は行ふべきものであると考えておりますので、なるべく近い機会にこのような下取り転換制度を導入したいと考えている次第でございます。

○久保委員 その中で一つ、なおお尋ねしたいと思うのですが、保険契約の申し込み受理手続の励行というのですが、これは一般国民から考えれば当然のことなんでしょうけれども、こういったことが指摘せられるのはどういふ状況にあるわけなんですか、その事情をひとつお尋ねしたいと思うのです。

○小山(森)政府委員 この申し込み受理手続の励行につきましては、保険契約の申し込み受理時における被保険者に対する面接調査とか、健康状態に関する質問等の所定の手続を励行しろ、こういうことでございます。これは一つは、面接調査というものを省略することによって非常に不良契約ができるということ、また健康状態に対する質問をしないことによつて、いわゆる健康状態にない方を加入させるということと不健全な契約を行なうというようなこと、これは保険としては最も避けなければならない基本的な事項であるということと、このことを指摘を受けたわけでございます。

したがって、このことにつきましては現在職員に対する指導を強化しております。その結果、現在告知義務違反契約というふうなことにについては漸減してきているのではないかと、こう思っております。特に告知義務違反契約で、しかも職員側のミスによりまして解除権の行使ができないというふうな事例は減少しております。今後とも一層職員に対する指導を徹底してまいりたい、こう考えております。

○久保委員 それから事業運営の効率化という中で、全国にありますが加入者福祉施設、特に例の保養センターとか加入者ホーム、こういったものは非常に一般国民からも喜ばれ、施設の利用等も非常によくなされておるうちに私見受けます。ただ、ここで指摘せられておる事務の繁閑によつてもう少し能率的なといいますか効率的な運営をやつたらどうかというのですが、これは全国的に

見て相当繁閑のアンバランスといったものがあるのではなか。比較的よく年百年じゅう利用されておるのじやないかと思うのですけれども、この面の利用状況といふよりは、行管で指摘せられたような点が全国的にやはりあるのでしょうか。

○小山(森)政府委員 個別の施設についての利用率等はちよつと手元にはございませんけれども、非常によく利用されているところとそうでないところの差はかなりの格差がございます。したがって、この格差のある場合にも同じような考えで要員等を配置しておくのはどうかという御指摘を受けたわけでございまして、これにつきましては、外部委託などということを進めまして運営の改善を図っているという現状でございます。

○久保委員 それではもう時間がありませんからこれで終わりますが、今回の郵便年金法の改正問題をめぐつては大変な議論が各方面でなされ、また報道機関等でも非常に注目すべき意見あるいはまた報道がいふようななされました。したがって、それだけ郵便年金に対する重要性といふことが、郵便年金の持つ使命といふものが大きいということも、一面から言えば私は言えるのではないかと、思ふのです。

そこで、特に政治問題化したような問題も、突き詰めて言へば、民間保険との関係における郵便年金というもののあり方に対する一つの課題を指摘したとも言えると思ふのです。そういう点を考えますと、今後の運営については、先ほども一、二過去の実績等について御説明を願つたのですが、ぜひひとつ両方相まって国民の経済生活の安定を図るという目的のために、郵便年金が正常な形で、しかも両者お互いにいい意味において励まし合う、あるいはまたお互いに適正な競合関係をつくつていく、こういうことに十分に意を用いて、ひとつ、郵便年金が今度画期的な改正を行うことによって新しくスタートしようとするわけですが、特別措置というような措置も、過渡的な問題として、過去の清算、事務的な措置もとられるわけでありまして、こういったことがまた将来にお

いても行われるということがないことを期待したいと私は思ふのです。郵便年金制度の問題についてそういった点にも十分配慮を願ひながら御努力を願ひたいと思ふのですが、大臣の方からひとつ郵便年金制度に対しての心構え、改正に当たつてどういふお考えでおりますか、総括的な御意見を伺ひたい、私の質問を終わります。

○山内国務大臣 いろいろ御審議をいただきましたけれども、わが国の年金は現在公的年金といふのが普及、発達をしております。これは間違いないところでございます。しかし、だんだんと老齢化社会になってまいりますと、もつと自分で年金というものに入りたという方もたくさんおいでになると思つてございます。そういう意味で、大正十五年から郵便局においては郵便年金というものを創設したのでございますが、そのときの情勢といまではずいぶん変わつてくる。したがって、改善、充実をせざるを得なかつたというのはいふ点からでございます。そういう点を考えてまいりますと、これから御自分でひとつもつとやつていきたいという方にお入りをお願いしたい、十分な老後の生活をやつていただきたいと思つていふような次第でございます。

この改善するときには当たりまして、民間との競合というような点が言われておりますが、いまのところはまだまだ、いわゆる個人的年金につきましては市場が、全世帯の二割の方しかお入りになつていない、こういう現状でございますので、将来のこととさせていただきますので勧誘することも非常にむずかしいと思ひますけれども、全力を挙げて多数の方にお入りをいたしたい、老後に楽しい生活ができますように、この法律を通していただいた場合には懸命にやつてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○久保委員 終わります。

○佐藤委員長 久保等君の質疑は終わりました。

○米田委員 私もこの問題につきまして、二、三、

若干御質問を申し上げたいと思つております。ただ、大分審議が尽くされてきておりますので、私は主としてこの年金が実際に募集される現場の立場に立つて疑問点をひとつ聞いておきたい、こう思つておるわけであります。実は私もかつて保険年金の募集を実際にやつてまいりました。私の経験からしてもひとつこの際の問題について、いろいろ問題点があるようでありまして、お聞きをしておきたいと思つております。

まず第一点は、これは大臣にお聞きをするわけでありますけれども、率直にいままでの経過を見させていただいておりますが、今回の提案に至るまでの経過を見まして、郵政省の最初の構想はもつと大きかつたわけでありまして、郵政省と大蔵省の、あるいは政府を含めた一つの妥協が成立して今回の最高七十二万円、月六万円のこの中途半端な年金に落ちつかざるを得なかつたということになつてゐるんだらうと思ふのであります。しかし、私は現場で実際にこの年金をこれから商品として扱う立場に立つて考えますと、どうもこれは角をためて牛を殺すような性格を持つておるし、ある意味では欠陥商品のような感じをするわけでありまして、

一番大きいその理由は、やはり七十二万円という最高の制限が、今日の経済事情に照らしてみまして、いかに官業といえどもこれではやはり中途半端になるのじやないかということが一つ。もう一つは、最も魅力のある即時年金がなくなつてゐる。これが二つでありまして、これも一つの妥協でありますからやむを得なかつたのだらうと思つておりますけれども、それにしても、これでとりあえずスタートしたとして、かつて郵政省が既得権として持つておつたものなんでありまして、この復活といひますか、将来こうした方向に改善、向上していかなければならぬだらうと思つております。

まず年金額の引き上げについて、大臣、これは将来の問題でありますけれども、この際聞いておきたいのであります。少なくとも郵政省の当初打

ち出した構想の段階まで引き上げていく努力が必要だろうと思うのでありますけれども、いかがでございませうか。

○山内閣務大臣 いわゆる契約の最高限度の問題でございませうけれども、いろいろな観点から決める必要があると思つてゐるわけでございませう。いわゆる公的年金の水準、それから国民の老後の生活費の問題、また掛金の負担能力の問題、民間と調和ある発展のための配慮、そのほかにもいろいろ考へるべき点があるかと思ひますけれども、御提案申し上げましたのは、それらの点を総合勘案して最高限度七十二万円というものを御提案申し上げてゐるわけでございませう。

それではずっと将来これでもいいのか。もうすでに大正十五年から郵便年金をやつていながら、いままで大分限度額においても放置してゐたというの、これは社会の変動に伴つて合致してゐないといふことでございませうので、今回、遅まきでございませうけれどもこれを御提案申し上げてゐる、こういうわけでございませう。したがつて、今後の問題についても、絶えず社会の情勢を見ながら、それにマッチするようにひとつ合せていくべきである、こういうふうな考へてゐるわけでございませう。

○米田委員 まず、事務局の見解もこの際ひとつ聞いておきたいと思ふのでありますけれども、この商品は、今後契約者の利益も考へ、事業的な経営面も考へて、この七十二万円という現在の最高限度額、これで実質中途半端になりませんか。

なお、今後やはり事務局としては、計数の関係、いろいろ調査されてゐるはずでありまして、それから、少なくともどの程度まで引き上げていかなければならぬというふうな、そういう現状における構想はございませうか。

○小山(壽)政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、四点の——もつと数はあると思ひますけれども、主要四点を考慮いたしまして七十二万円というものを決めたわけでございませう。

今後、いわゆる外務員の方が募集する場合にどうかといふことですが、まず一般論といたしまして、いま個人年金思想というのが国民の間に広まつておりません。個人年金と公的年金の差を間違へる方もいるといふようなお話もあるやに聞いておりまして、そういったことも、まず最初に個人年金といふのはこれからわれわれの社会の中でどういふふうな機能を果たすかといふことについての基本的、一般的な認識について、いろいろ環境をつくらなければならぬんじゃないかと思ひます。これは外務員個人個人の問題ではなしにしまして、郵政省全体といたしまして、そういうふうな募集環境といふものをまずつくり上げていかなければいけないのではないかと考へております。

それでは、その次に何かと申しますと、やはり各外務員の方々の年金に対する知識といふのは、まあこの次にいふか、並行的にこれもよく理解し合ふなければいけないと思ひます。

さて、そういうような状況が整つた場合におきまして、それじゃ募集活動はどうなつていくかといふことでございませうけれども、ただいま七十二万円の最高限度額へ入りました場合には、やはり掛金負担額は月当たりいたしますと三万三千余円になる推定でございませう。これはいろいろな方がございませうので、二十年といふものを一つのスタンダードとして見た場合、月々三万余円ということになるかと思ひます。そういう掛金を掛けていただくのと、いま現在一般の方々のこのようにこの掛金についての理解があるかといふことを世論調査に基づいて見てまいりますと、大体平均的には一万円前後ではないかといふような世論調査の結果も出ております。したがつて、最高制限度額の場合とこれとの間には若干乖離があるわけでございませう。したがつて、外務員の方々が募集活動をするに当たりましては、そういう最高制限度額と一般的に予想されております掛金額との差といふものがありますと、なかなか最高制限度額の募集をするといふのは大変なことではない

か、こう思つております。したがつて、現時点におきましては、募集活動という点におきましますとこの一般的な理解との間において、掛金においてはまだまだ余裕がある、こう考へております。しかしながら、今度、公的年金との関係でもつて、実際にそういう掛金の結果給付を受けた場合、それが足りるものであるかどうかという観点からまいりますと、必ずしも今後ずっと将来にわたつて十分であるかどうかといふことは、いま断定しがたい点でございまして、今後の経済情勢といふものは時々刻々変わるものでございませうので、現時点において、どういふ形の最高制限度額にするのがよいものであるかといふことはなかなか申し上げにくい点でございませうけれども、今後われわれといたしましては、外務員の方々の実務的な外務の勧誘活動を一つ置きまして、これを片方に見まして、それと同時に、国民の皆様方が要望としておられる現実の必要限度額といふのはどうかといふものを常に勉強しながら、それに応じた、また法の精神と現実との遊離のないように、私もこれから運営する者としては、常に一日も休まずそういう配慮をしながら運営していかなければいけないのではないかと、このように考へておる次第でございませう。

○米田委員 大臣と局長の御答弁、わかりました。ただそれは、公的年金との関係あるいは公的年金の補完、あるいは民業との競合、いまおっしゃつたように、この問題について検討すべき物差しといふものはいろいろな面からあると私は思ふのでありますけれども、私がここで言いたいののは、何だかんだ理屈をつけましても、これを簡易保険局が事業として、商品として売つていくようになつていけば、やはりこれは独立採算、企業性を考へなければならぬ、年金事業あるいは簡易保険特別会計の関係で企業性を十分考へていかなければならぬといふことになるわけであります。

そういうことからいけば、この年金の質がどの程度でなければならぬか、数字の計算あるいはコスト、いろいろな面も考へまして、私はやはり、

企業の立場からしても一つの目安は出てくるだろうと思ふのであります。そういうときにはひとつ、当初郵政省が持つておりましたように、九十二万円が適当かどうかは別といたしまして、やはり主張すべきは主張して、経営を第一に考へて、そうしてあくまでも契約者の利益を守るといふ観点で、大胆に年金額の引き上げ等については提起をすべきじゃないか、こういうことを申し上げたいわけでありませうから、これはひとつ大臣も局長も腹に置いておいていただきたい、こう思つております。

それから、もう一つの即時年金、これはどうしても私は理解できないのでありますけれども、どうして今回制度として扱われないことになつたのか。

私の若いころの経験からいいますと、年金を売るの一番いいのは、何かの関係で金が入つたところに入つていって、金にかえる年金がありませうといふことで募集してきておつたのですよ。金を年金にかえますといふことからいって、即時年金が一番びつたりなんです。これで食いついていつたのです。恐らく現在の募集に当たつては外務の諸君だつてそうだろうと私は思ふ。私はもう三、三十年前の話でありますから……

利用者の立場から考へましても、即時年金といふのは一番魅力的なんです。それがどうして今度この制度の中に取り入れられられないようなことになつたのか、私はどうしてかわかりません。簡易保険局がそのことを知らないはずはないと私は思ふのであります。これも民業圧迫その他の主張に対する妥協で、なくなつたのではないかと私は思ふのでありますけれども、この即時年金も捨てないで、どうしてもこれは今後生かしてこの制度の中に取り入れてもらなければならぬと私は思ひますが、いかがでございませうか。これはひとつ腹をくくつてもらわなければならぬから、大臣からも聞いておきたいと思ひます。

○小山(壽)政府委員 仰せのとおり、郵便年金が常に加算者の要望にこたえて機能しているかどうかどう

かということ、当然私も常々一日も怠ることなく考えなければならぬことだと思っております。したがって、そういった意味での本来の機能を果たしているかどうかを常々検討いたしまして、今後とも重大な関心を持ちまして対応する努力を怠りたくないと存じます。

○山内国務大臣 いま局長がお答えしたとおりでございますけれども、金融全般の問題ですとか、そういうような点はやはり考慮しなければいけないような点もありますけれども、われわれは年金のことを担当している者でございますから、そういう点について十分考慮してまいりたいと考えております。

○米田委員 答弁があったわけでありまして、これではいいので申上げたいと思っております。私は、郵政省も簡易保険局長も、少なくともこの保険、年金に関する限り自信を持っていたべきだと思います。いままでこの会計を通しまして、郵便貯金とあわせて国の財政に対して過ぎるぐらゐの協力をし、努力をしてくれているわけなのでありますが、いまになって貯金の金利の問題なども絡まりまして、郵政省はどうも消極的あるいは自信を失っているような、そういう主張に変わってきているような感じがするわけでありまして、最近の郵政省の態度というのは、この問題に関する限り現場では、何をやっていくんだ、おれたちがいままで営々として築いてきたこの事業に対する確信を失っているのか、またその功績を正しく評価しているのかと、恐らく現場の諸君はそういう点では皆さんのいままでの態度に不満を持っていると私は思います。もっと現場を励まして、実際にこの制度に立ち上がってもらうために、断固として主張すべきは主張する。譲ることも必要でありまして、政治的な面もあつたわけでありまして、事情はわからないわけではありませんが、即時年金については、私はできるだけ早くこれを復活させて、内容の充実を図っていただきたい。これは郵政省のためでもあります。

同時に、一番この制度を求めている国民の立場からしても私はそのことが言えると思うのであります。

それから局長、即時年金の対象になる年齢層、そういう方々はあなたの方で調査もしていると思うのでありますけれども、要するに即時年金がもし制度としてあつた場合のプラス面というものをあなたの方でも計算されていると思うのであります。これはどんなものなんですか。

少なくとも公的年金の補完ということで、皆さんのおっしゃっているようなそういう観点に立つて年金を考える年齢というものは、ある意味では五十歳、六十歳だろうと私は思うのです。少なくとも三十歳、四十歳代の人にとってはそれは現実の問題にならないし、説得にならぬと私は思うのです。そこで五十歳、六十歳の人にもこの年金を買ってもらふとすれば、即時年金というものが何よりも商品の第一になければならぬのじやないかと私は思うのであります。民間と競合するとか、いろいろ理屈があるようでありまして、郵便年金のいままでの国に対する協力あるいは契約者に対する実績というものを十分主張して、これだけは既得権として守っていかなければならなかったのではないかと私は思うのであります。この即時年金については、これからどうするということ、局長としても一遍もう少しはつきり答えてもらいたいと思ひます。

○小山(森)政府委員 即時年金の対象者と申しますか、俸給生活者でございまして、主たる俸給の原資が切れるとき、具体的には退職のときの退職金等を年金に振りかえるという方々が即時年金を非常に要望される方ではないかと存じております。

ただいまの先生の御経験に即しました非常に現実的な御提言に對しましては、私も非常に傾聴に値するところか、むしろ尊敬の念を持つてお聞きした次第でございまして、その考えをまた仕事の上に反映させるように努力してまいらる所存でございます。

○米田委員 これも承知のことだろうと思ひますけれども、最近、企業が退職時に退職一時金を企業年金に振りかえる、企業サイドの年金を買わせるといふ傾向が非常にあるように私も承知しているわけでありまして、ですから郵政省のこの年金は、民間ですでに充つておる年金とあわせて前と後ろにそういう面の圧力といふものが、競合といふものを配慮しながらこれからやっていかなければならぬといふことになるのではないかと、こう思っております。いまの局長の御答弁で結構でございますけれども、これは今後十分検討して、遺憾のないようにやっておいていただきたいということとを申し上げておきたいと思ひます。

もう一つこの際聞いておきたいのは、この年金制度についてはかつて郵政省も、インフレに強い年金あるいは目減りしない年金、こういう一つのキャッチフレーズでございまして、そういう宣伝をされた経過もあるわけでありまして、いまでも皆さんのお考えの中には、この商品のよさというものをこれから最大限宣伝していかなきゃならぬといふことがあつて取り組んでいらつしやるわけでありまして、そこで、この年金の内容でありますけれども、インフレに強いあるいは目減りしない年金としてこの通増の年金制度が本当にそれにあたるのか、あるいはこたえていけるのか、契約する人に対して誇大広告にならないように、その点を十分保障していくという努力が一層必要だろうと私は思うのでありますけれども、それについてはいかがなものでございましょう。

○小山(森)政府委員 仰せのとおり年金というのは、加入者の所得能力が低下した場合の生活を保障するものでございまして、その実質価値を維持することは最も重要なことだと思つております。私も、私どもも今度法改正するに当たりましては、ぜひともそういう点を優先的に考えなければならぬと思つておる次第でございまして、

ただしかしながら、言葉の上ではつきり申し上げますと、物価にスライドするというような形のはなかなか困難だと思つておりますが、長い間に

おける経済変動というものについては、同じような一つのタイムラグと申しますか、一つのサイクルで大体対応していくのは、経験則に即しましてはいまのところできるのではないかと、こういうふうに思つております。ただししかしながら、急激にまいります短期間の経済変動というのには、こういったたぐいの年金制度というのは、年金に限らず金融全体でございまして、なかなか短期間には対応できないといふことは前から申し上げておいた方がよいのではないかと存じます。しかしながら、長期間にわたる点におきましては、実質価値というものを維持する最大限の努力をいたしますれば、相当な期待にこたえ得るのではないかと存じております。

ただ、ただいま申し上げましたように、経済の動きというのは予期せざる変動といふものがございまして、金融市場の動向といふのは常に見ておきまして、それに即応いたしまして資金運用の問題といふようなものも、常に制度に改革を加えなければいけないのではないかと、また現在の制度の中においての資金の投資配分を変更しなければならぬのじやないかといふことを常に考えながらやっていくべき、こう思つておる次第でございまして、そのようなことを最大限努力いたしまして、本来の郵便年金に期待いたしますところの御利用の皆様方に、当初の期待に反したことのないような努力をしていくようにいたしたい、こう思つております。

○米田委員 これは局長も御承知のはずでありますけれども、実際外務員が今後セーブルに携わつて加入者を募集してくる場合に、一番のセーブルポイントといふものが、加入者に理解をさして契約に持ち込むまでの一番の説得のコツといふものは、いま申し上げましたように、戦後、年金が実際に物価の変動、経済の変動に即して切れないでもよくその効果を失つたような、かつての苦い悪いイメージというものが年金にあるわけでありまして、だから、それを払拭させて、新しい年金制度というものに確信を持つて契約に当たってもらう

というふうにする。そのポイント、目減りしませんが、あるいはインフレに強い、そのためには年々これだけの、五%なら五%の増がある、そしてさらに、それを上回る剰余について運用の還元というものをいたしていきます、これがポイントになって、そんないいものならということになると私は思っておるわけでありまして。

そういうことはいきまして、この目減りしない、インフレに強いという、要するに余り物価に影響を受けないで年々年金額というものが通増していきますというこの制度というものを、最大限に国民の皆さんに享受してもらっていかなければならぬと私は思っていますから、したがって、セールスもそこに焦点を置いてこれを広げていくということになるだろうと私は思っています。それだけに現場の外務の諸君が確信を持ってこの募集ができるように、裏づけだけはあつては、その保障だけはあなたの方何とでもきちっとしてやっていただくかなければならぬのじゃないか、こう思っておるわけでありまして。この制度が生かされる死ぬもかかってそこらあたりにあるだろう。それだけに運用に当たつても非常に慎重さが重要であると思ひます、この制度のよさというものを十分生かすようにお願いをしたい、こう思っておるわけでありまして。外務員の諸君がふるい立つかどうかは、本当にこれからの皆さん方のこの面についての対応いかんというふうに申し上げてもいいのじゃないかと私は思ひます。そのことについてもう一度私は局長の決意を聞いておきたい。

○小山(森)政府委員 仰せの趣旨をよくわきまえて、私も運営に当たる責任者として十分脳裏に焼きつけて今後仕事をしてまいりたいと思ひます。

○米田委員 次にもう一点、この年金制度は公共性が強いということは再三にわたって大臣からも局長からも答弁されているわけでありまして、しかも私どもも公的年金の補完で、仮に任意年金であっても、今後の高齢化社会に国の施策として対

応する重要な政策というふうに受けとめておるわけでありまして。

そういう観点でいまして、この年金について税制上の対策あるいは優遇策、こういうものも並行していかねば、ただ言葉を使うだけでは落ちて、実質この年金に対する処置というものは片手落ちになるのではないかと、こう思っておるわけでありまして、税制上はどんなことがいま考えられておるのか、またこれからどうしようとするのか、このことについてもこの際聞いておきたいと思ひます。

○小山(森)政府委員 仰せのとおり、税制の面において国の配慮が十分行われることは望ましいこととて思ひます。そこで、一昨年の郵便年金の改正案の構想を発表して以来、民間生命保険等も歩調を合わせまして、一つはまず掛金についてでございまして、現行税制上生命保険料の控除と同じ枠になつてゐるのを、年金を別枠にするようにということをお願いしております。また年金の支払の点でございまして、年金受取人である配偶者等が支払い開始時に課される贈与税、これを他の贈与税とは別枠で控除をしてもらわなければ困るということで、税制優遇という点でこの二点を要望しておりました。しかしながら先生御存じのとおり、ただいまの財政事情のもとで実現に至らなかつたわけでございます。しかしながら、この郵便年金の改正を機にさらに年金思想を国民の間に普及させて、民間生命保険会社ともども個人年金の普及を図っていきなさいと思ひますので、そのためにぜひ少くともこの二点から税制優遇が実現するように努力していきなさい、今後このようにしたいと考えておる次第でございまして。

○米田委員 私もきょうは大蔵省を呼んでないのです。税制上の問題があつたとしても、まずこの制度がスタートすることが先決だと思ひまして、あえてこの段階で大蔵省からあれこれ聞くことも時宜に即さないと思ひて呼んでない。しかし、この制度を主管する郵政省あるいは簡易保険局長と

しては、いまお答えがありましたように、今後これを単なる宿題にしないで、強い意欲を持って税制上の優遇策といひますが、あえて優遇というほどではないと思ひますけれども、少なくともこの程度のもので最低のものとして今後取りつけていっていただきたい。

あわせて、これは特に所得税の控除対象ということになりますと、金額の制限も一つあるわけですね、十万円。そうしますと別枠というものは、あなたの方の考えとしては、現行のこの金額の制限の中で年金は別建てにしてやらせるような構想と

いうふうな理解してよろしいでしょうか。○小山(森)政府委員 生命保険と別枠でもう一つ十万円、こういう要求をしている次第でございまして。

○米田委員 そこではつきりましたのでわかりました。私も賛成でありますけれども、できればこの十万円という額についても、私はやはり見直す時期に來てゐるのじゃないかと思ひますし、これはかかつて税制上の問題になりますから、あなたの方とやりとりしてもこれはちがひが明かきませんが、そういう観点でもひとつとらえておいていただきたい。

○小山(森)政府委員 大変申しわけございません。ただいまお答えを間違えて申し上げました。十万円までは金額、十万円を超え二十万円まではその二分の一、二十万円を超え三十万円まではその四分の一というところで、総額十七万五千円まで所得控除をしてほしいという要求でございまして。申しわけございません。数字を間違えました。

○米田委員 わかりました。いま申し上げたことについては御理解いただけると思ひますので、ひとつこれはよく肝に銘じておいていただきたい、こう思ひます。

大体九月と聞いておりますけれども、いつからこの法律の施行は考えておられるのですか。○小山(森)政府委員 法案の上では、公布の日から六月以内で政令で定める日となつておりますが、私どもの考えとしては九月一日から実施したい、かように考えている次第でございまして。

○米田委員 わかりました。そこで、九月一日を一応のめどに持つていらつしやるとすれば、それに合わせていろいろなあなたの方の内部の準備作業というものが必要だろうと思ひます。特にこの関係につきましては、私は、繰り返して恐縮なものでありますけれども、何と

いっても現業でこの年金を売ってくれる外務員の協力体制あるいは意欲というものが一番重要だと思ひております。そういう観点でどんな対策を考えていらつしやるのか。

なお私は、かつて渡辺大蔵大臣が簡易保険事業について、今日外務員を専門に配置をしつたりあるいは特別な募集手当を支給してゐるというふうなことに、これは現状に即さない、これはやめなければならぬというふうなことをたしか昨年の何月かに言つてゐることも聞いてゐるわけでありまして。それは誤りだということは今日世間的に明らかになつてゐると私は思ひますけれども、今後のこれに対するいろいろな対策等の関係で、かりそめにも、いま財政再建の時期でありますだけに、渡辺大蔵大臣の発言がまかり通るというふうなことは絶対あつてはならぬと私は思ひますし、それに対しては大臣も局長も断固として正當なままのこの面についてのあなたの方の扱いというものを主張していただかなければならぬ、こう思ひておるわけでありまして。したがつて、これからの九月以降の対応について現在あなたの方が進めていらつしやることについてまずお聞きをしておきたい。

○小山(森)政府委員 外務員対策でございましてけれども、やはりこれは外務員の教育訓練というのが一つと、それと募集環境づくりというのと、

画面から考えていかなければならないのではないかと思います。

特に今回の郵便年金、一つの考えとしてはいろいろの場面で国民の皆様方に周知はされたのでございませうけれども、現実には自分の身になって、任意年金というものに加入した場合というメリツトがあるかということ、身近な問題としてまだなかなか体温感と申しますか、そういったもので感じられていないわけではございません。したがって、任意年金、郵便年金に加入したことによって身近な自分の生活が非常に改善されている、あるいは安定しているというような例がなかなか見つからないわけではございません。したがって、まず第一にそういったものの環境づくりということが優先されなければ、ただ外部の方にこれだけのものをせよというような単純な指導の仕方では、これはなかなかできないのではないかと私も考えております。

したがって、まず第一に行うのは、年金思想の普及に重点を置いたPRというものを徹底的に行う必要があると思っております。

それに次ぎまして、やはり関係職員の指導というものにつきまして、基本的に、職員自身に郵便年金に対する基本的な理解と、その理解に基づきます利用者に対する説得力の養成というような訓練をしなければならぬのではないかと考えております。

なお、外務員に対します募集手当の関係でございませうけれども、これは現行制度でも募集手当はございませうし、今後ともこの手当は続けていく所存でございませう。なお、それとその他の内容をどうするかということにつきましては、新しい制度が発足する前に具体的に詰めてまいりたい、こう考えている次第でございませう。

○米田委員 ひとつよろしくそのことにつきまして是对処していただきたいと思っております。特にこの手当の関係等については組合との団体交渉事項になっているようではございませうから、ひとつその段階で労働意欲を引き出すように十分な配慮

をしていただければ結構だ、こう私は思っております。

なお、局長もそうだと思いますが、私は、この簡易保険局が押さえている現場の外務員、これは質的にもそれから人間的にも非常に優秀だと思っております。持っているものを、やはりあなたの方でこの対策の妙を得てその能力を引き出すように、そういう努力をしていただきたい。民間の外務員と比較対照して、われわれの方はむしろ質的にも人間的にも、また実際の実績の面からいっても優位にある、特に優秀であると私は見ておるのでありますけれども、これは局長も同感だろうと思っております。問題は、そのよさというものを十分これからの外野面に引き出させるように十分な対処をしていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

外務員の配置の関係でございませうけれども、いま行政改革が一番大きな国の一つの政策になっている時期でありますから、増員とかそういうようなことはもう考えられないということだろうと私は思っています。私はそのことについては取り上げて言うわけじゃないのでありますけれども、この外務員の配置等についても十分、対策で遺憾のないように、思い切ってひとつ外野に強力な配置をするという手を全体として見ておいていただくようお願いをしておきたい。

簡易保険のオンライン化も、先ほどの答弁にあつたように、ほぼ普通局段階は端末が整備されたということではございませうから、これから特定局段階に広がっていくのだらうと思っておりますけれども、いろいろな面で要員の関係は窮屈だらうけれども、郵政省が一つの方針、政策を持って対処すれば、重点的に配置転換というか、組みかえというか、そういうものも可能な部分があるのだらう、もちろんこれは組合との理解と団交の結果ということになりましようけれども、外務の人員の関係についても努力だけは忘れないようにお願いをしておきたい。よろしうございませうか。

○小山(森)政府委員 先生からいろいろお説い

ただきましてけれども、郵政省職員、保険と限らず全事業に携わる職員、非常に事業のことを考えて毎日毎日の仕事をやっていたいただいていると思っております。関係労働組合もそれに關しましては、最近特に事業全体のことも深く配慮して協力体制にあるという状況でございませう。したがって、この新しい郵便年金につきましても、関係職員もより一層熱意を持って従事してくるものと思っております。

なお、外務の要員のことににつきまして基本的に私も考えておりますことは、今回年金の仕事が改善されることによりまして何がメリットであるかと申しますと、簡易保険と年金とが一体的な働きができるということが非常に大きなメリットだろうと考えております。したがって、直ちにこれがイコール外務員の増員になるというふうには考えておりません。

ただししかしながら、私も常に考えなければいけないのは、定員の適正な配置ということではございまして、業務量に應じた適正な配置ということでは從來からも努力してきたところでありますけれども、今後とも業務量に見合った適正な定員の配置ということ、責任ある者として常に考えておかなければならないことだ、こう考えておる次第でございませう。

○米田委員 あともう一点聞きたいのですけれども、これは簡易郵便局には扱わせる方針ですか、今度のこの新しい年金は、いかがでございませうか。

○小山(森)政府委員 他の郵便局と同様に取扱いいただく予定にいたしております。

○米田委員 できるだけ窓口を広げることが大事だと思っておりますので、そういうことで対処すべきだ。そのためには、簡易郵便局に対する指導や業務の周知等もこれから一層強化してもらわなければならぬのではないかと、こう思っております。

なおオンラインの関係で、これから特定局の方に広げるといってお話でしたが、ぜひこれは、少なくとも特定局の、簡易郵便局を除くぐらゐの窓口

まで端末の処理の機械が届くように、そして加入者に対する事務的なサービスが、普通局と特定局と差があるということが絶対にないように努力をしてもらわなければならぬと私は思いますが、これはいいでしょうか。

○小山(森)政府委員 ただいま省内全体のコンセンサスまではまだいっておりませんけれども、保険業務を取り扱っております簡易保険局としての内案といたしまして、普通局全局のオンラインが五十五年度で完了いたしましたので、本年度を初年度といたしましてまずとりあえず集配特定局を全局オンラインするように計画を持っていきたい、こう思っております。

○米田委員 終わります。

○佐藤委員長 米田東吾君の質疑は終わりました。

西村章三君。

○西村委員 昨日の新聞報道によりますと、昨年の十月に国勢調査をいたしました結果が出ておりますが、わが国の六十五歳以上の老年人口は千五十七万人、初めて一千万人を超えて総人口の約一割を占めるに至つた、また、五十年の国勢調査と比べますと老年人口はこの五年間で約二割ふえておる、わが国人口の老齢化が急速に進んでいる、このように報ぜられておるわけでございませう。

このような急速な老齢化社会に対応するためのいろいろな施策があるわけでございませうが、やはり基本は老後の生活を安定させるための公的な年金、これをいかに充実、拡大せしめていくかということがであります。それに伴ひまして、その補完的な役割りを果たす個人任意年金の必要性あるいは重要性も増してくるだらうと思っております。そういう意味におきましては、この任意年金は非常に重要な役割りを果たすものであります。が、今回の年金法の改正案が出てまいりますと、一昨年来いろいろと紆余曲折がございまして、その中でも、郵便貯金の将来にかかわるいわゆる金融懇の設置という重要条件がこれについて本法案が出されてきた、こういう経緯があるわけ

でございます。その背景は、何といひしても官業の民業に対する圧迫あるいは資金の集中を懸念する民間生保、さらに、これから新しく任意年金を手がけようとする都市銀行、地方銀行あるいは信託銀行、さらに農協等、これらのところの反発がありましていわゆる政治決着が行われた、かように理解をいたしておるわけでございまして、その反対の最も中心な根拠であります民間の経営を圧迫したり、あるいは資金の集中化、こういう懸念は全くないのかどうか、まずこの点から明らかにしていただきたいと思うのであります。

○小山(森)政府委員 まず第一に、いわゆる個人年金の普及状況を見なければならぬと存じますが、現在、五十四年度末の保有契約、これはいろいろ見方がございまして、いわゆる保険を中心としたものに年金付加がついている年金というもの、年金だけでやっているものと二つございまして、統計のとおり方でも若干違う数字が出ておりますけれども、私どものとっておりまして、いわゆる郵便年金と同じような形でもってやっております年金というものは、民間では五十四年度末で三十三万件、それに私どもの郵便年金が約八万件で、四十万件ということでございます。したがって、これは普及率から見ますと一％強、二％に達してはいないのではないかというふうな考えでございします。そういった場合に、この中において現在個人年金市場、圧迫されるものそのものがないという実態であるのではないかと、基本的な認識に立っております。

それと同時に、再々申し上げておりますように、また先生御指摘のように、この個人年金といひますのは公的年金の補完作用というふうなきわめて公共性の高いものである、こういった場合において国がただ放置するのではなく、むしろいろいろの政策を持って臨むべきではないかという考えを持っております。

と、このことは、一つの誘導機能を果たすと思っております。すなわち国営事業が存在しているそのことだけでも、さらに機能しているということだけでも、年金思想が普及していく上に大きな役割を果たすのではないかと、したがって年金市場が開拓されていくということで、民業を圧迫するといふよりもむしろ両方相まって、民業におきましても市場が広まっていく端緒になるのではないかと、こういうふうにご考慮しております。それが基本的な考えでございます。

さらにこの個人年金の性格と申しますのは、先ほど米田委員からも御指摘がございましたように、預貯金のように簡単に皆様方窓口にお金を持つて預入にされるという行動にはなかなかつながらないものとございします。個々の方々が多量な生活設計といふものをまずお持ちになりまして、それに事業を営む側から外務員といふような勧誘活動をもつて販売活動をやるといふことで、初めて実際の掛金を掛けていくという契約の成立という段階を経ていくものでございします。したがって、そこに資金が集まるには何段階も経ていくということございまして、金融秩序に急激に大きな衝撃を与えるということではないと思っております。また緩慢に、緩やかに浸透していくものでございしますので、その間ある特定の業種だけが爆発的というよりは、同じような仕事をしているものが同じような形でもって、努力に相応して、努力しなければ何もうなぬと思ひますけれども、努力に並行してそれぞれシェアが広がっていくものと考へておりますので、この郵便年金といふものを始めることによりまして、むしろ大いに民業の誘導機能を果たすことになりまして、相とにも繁栄する一つの道になるのではないかと、こう考へておる次第でございます。

○西村委員 民間生保が発足をいたしましたのが昭和三十五年ですから、約二十年経過をいたしました。当初は非常に伸びが悪かったやうでございしますが、二、三年の間、特に昨年、一昨年急激に伸びた、こう伝えられておるわけでござ

います。ただいまの御答弁によりまして官民合わせて約四十万、世帯数の約一％だ、こういうことでございしましたが、昨年、一昨年の民間生保の年金契約数はどのようにとらえておられますか。

こととでございます。ただ、私も郵便年金と同じ形というふうなことで考へて、生命保険を主として考へているものを外してあるという点で変わってくる、こういうことでございします。

○小山(森)政府委員 五十三年度で三万七千八百八十八件、五十四年度で三万七千八百五十六件、このように把握いたしております。

○西村委員 いずれにいたしましても、余り数字の開きというのが大差があり過ぎてはいろいろ問題がございしますし、誤解も生じることでございします。今後政府部内で十分統一をしておきたいと思ひます。そういう意味で私は、ここで官民がそれぞれいい意味での競合をする中で、より国民のニーズに合致したよい商品開発に努力をしていただきたいと思ひまして、このこともお願いいたしておきたいと思ひます。

○西村委員 生保協会の発表によりますと、五十四年度は約二十一万四千件、五十五年度の上期だけで約二十万件契約をした、こう伝えられておるわけでございます。先日の当委員会における答弁を伺っております。先日の当委員会における答弁を伺っております。先日の当委員会における答弁を伺っております。先日の当委員会における答弁を伺っております。

そこでお尋ねをいたしますが、一昨年この年金構想が発表された時点では、マスコミは一斉に郵政省の新種年金あるいは新しい年金制度の創設だ、このように報道したわけでございします。今日の答弁では大正十五年から創設された年金法の改善、強化であるいは充実だ、こううたてておられるのでありますが、経過から考へますと新種年金だ、いろいろな意味での新しい性格が入ってき

○小山(森)政府委員 実は生命保険協会でも二つの数字を出しております。同じ年報といひますか月報といひますかに発表しておりますが、これはどういふ二種類のものがあるかと申し上げます。一つはいわゆる年金そのものの契約でございします。もう一つは生命保険であつて、生命保険を掛け終わった場合にその生命保険の満期の掛金をもつて年金に振りかえることが可能である契約をしているもの、これをも含めた数字と二つのものがあるわけでございます。

この歴史を持つ郵便年金でございしますが、昭和三十年に限度額がおよそ二十四万円に改定をされました。その後四十三年から事実上年金の募集は停止されまして、いわば凍結状態にあつた、このようなことでございします。

等について放置をしてきたのか。これはある意味では、法というものがちゃんとありながらそれを忠実に履行しなかったという意味では行政の怠慢だ、かように申し上げても過言でないと思うのでありますが、いかがでございますか。

○小山(森)政府委員 先生御指摘のように、四十三年以降事実上積極的な募集がなかったわけでございます。これは第二次大戦後の社会経済の異常な変動で郵便年金が事実上機能しなくなつてしまつたということ、その後の十数年といふことが約二十年といふことです。この間の機能しなくなつてゐる郵便年金を實際どうすればいいかという点について、後始末に専念してゐたということとが実態として申し上げられるのではないかと。事ほどさうして第二次大戦後の社会経済情勢の異常な変動といふものが与えた打撃が大きかつたわけでございます。

しかしながら、御指摘のように郵便年金は郵政省が取り扱うべきである法に命じられてゐるわけでございます。それではどうすればいいかという点につきまして、このよう大きな打撃を受けた後の模索、立ち直り、それから現実について形骸化した年金をどのような形で持つて取捨するかといふことが非常に焦眉の急であつたといふようなことから、なかなかこれに対する本格的な取り組みができてゐたといふことは御指摘のとおりでございます。

(委員長退席、畑委員長代理着席)

しかし、常にこの間考へてゐたことは、やはり法に命ぜられてゐるところの郵便年金の取り扱いについて、本来のこの郵便年金法第一条に基づいて、その使命を郵政省が果たさなければならぬといふ意識は十分にあつたわけでございます。これをどのようにな形で現実化していかうかという点において非常に暗黒模索であつたといふわけでございます。

その後四十年代後半になりまして、抽象的に言われていた高齢化社会といふものが非常に現実の問題として統計上の数字にもあらわれてきたといふこと

うことから、この郵便年金法といふものに責任を持つ行政官庁である郵政省として、これを放置しておくのは非常に問題があるといひまして、その後これに対して本来の法に命ぜられた機能を果たすべきものとしてどうすべきかという具体案について真つ正面から取り組んだ、こういうふうな次第でございます。

○西村委員 それにいたしましても、四十三年以降募集停止をして、いわば自然消滅をねらつたといひますが、存在意義が薄れてしまつたのでやゝなくともいいんだ、こういう認識があつたのではないかと気がいたします。

そうすると、ただいまの答弁を聞いておりました、戦後二十一年、二十三年、二十四年あるいは三十年にそれぞれ限度額の引き上げ等をやつておりましたが、これはあくまでも後始末のためにやつた、かように理解してよろしいですか。

○小山(森)政府委員 言葉の足りない御答弁を申し上げて大変失礼いたしました。

これにつきましては、第二次大戦の打撃によるもの、それによる始末と、今度はその後の経済状況に對して現行法において対応できるものと、その基本的な理解から進めたわけでございますが、この理解に基づきました仕事も、今度はその後の経済の急激な拡大といふものに追いつかない状況であつたといふわけでございます。後始末だけに専念してゐたのはいわゆる急激な戦後の変動に對するものでございます。その後につきましては、新しいといひますが、旧法のままで対応できるものとして努力はしてゐたものでございます。しかしながら、その後も経済の拡大が戦前には考えられなかつたほど非常に急激なものがあつて、四十年代に至りましてこの制度もまた再考すべきである、こういうふうな考えに至つたといふものでございます。

○西村委員 そういたしますと、今後もしいわゆる経済の変動なりあるいは経済の急激な拡大なりといふものがありましたときには、この年金制度そのものの根柢が脅かされる、裏返せばこういうこ

とに通ずるわけでございます。先ほど来も御指摘がございましたこの年金制度は、せつかくの制度でございますから最大有効に活用しなきやならぬわけでございますが、今後二度と失敗を繰り返さない、こういう意味で、今後そういったものに対応することに足り得る保障措置といふものがあるのかどうか、この辺はいかがですか。

○小山(森)政府委員 二つに分けてお答え申し上げます。一つはいわゆる第二次大戦後の急激な社会変動、これに對処する問題と、次にはいわゆる社会経済上の拡大に對処する仕方と二つの面があるかと思ひます。

戦争といふものの急激な変動、これは金融全般にわたつて、単に年金にとどまらずあらゆる貨幣経済すべてがこういったものによつて根柢から覆されるわけでございます。これに對処することは金融全体としてなかなか困難な問題であるといふことは否めない事実であらうと存じます。

ただもう一点の、いわゆる経済の健全な拡大に對処することができなかつたかといふ点でございます。これにつきましては、いままでの現行年金法はこういった経済の拡大に對処することに当初からなかなか重大な関心を持った形になつてなかつたことは事実でございます。したがいまして、今回改善するに当たりましては、いまの日本の経済社会情勢の健全な発展に對処できるような形のものにすべきであると考えて、いわゆる基本年金の通増制、剰余金を年々積み増し、年金額として積み増していく通増方式を導入したといふことと、またそういったものを裏づけるために運用の方法を変えろといふ運用法の改正を行うことをお願いしてゐる、こういうことでございます。

そうなればどのような経済変動にも耐え得るかといふことでございませうけれども、短期間における非常に大きな打撃といふものは、その短期間の間にすべて対応できるとはなかなか申し上げにくいものでございます。それ以外のものには、長期間のものです。それが耐え得るかといふことと、これは経験則によりまして、従

来の昭和二十年代以降現在に至るまでの経済の拡大と、今度お願いいたしておりますところの運用法の改正によりまして資金運用の分散投資といふようなことをやりますと、十五年を一つのサイクルとして考えて場合におきましては、これに十分対応して経済の拡大に對処できた実質価値の維持ができるというふうに考えておる次第でございます。

○西村委員 確かに年金制度の中で一番こわいのはインフレでございますが、ただいま御答弁ございましたように、これにつきましては通増制なりあるいは運用対象の拡大といふことで對処していくことができると思ひます。ただ気になりますのは、十五年単位のサイクルといふことでございませう。最近の急速な社会経済情勢の進展といふものは十五年くらいのとらえ方ではどうしていいんだ、むしろ個人の金融資産といひますが、あるいは経済の一つの単位といひますが、こういう面からい

ますとおよそ三年サイクルで物が変わつてくる、価値観が非常に變動してくる、果たしてこういうことに対応ができるのかどうか。特に私が心配をいたしますのは、四、五年前の福田内閣の時代でございましたか、一時、貨幣価値の切り下げ、いわゆるデノミネーションといふことがございしたわけでございますが、こういった貨幣価値の變動に對してどのように對処していけるのか、この辺もあわせて聞いておきたいと思ひます。

○小山(森)政府委員 十五年単位と申しますのは、ただ算術計算で十五年を単位とするわけではございませんでして、御存じのことを申し上げるのもどうかと思ひますけれども、年々の變動する要素を全部組み込んだ上での十五年の単位でございます。したがいまして、たとへばの話でございますけれども、二年の間はそういった變動に對処できなくても、次の二年において取り戻して十分それをカバーしていくとか、あるいはある一年においては貨幣価値の變動に對して對処できなかったけれども、後の一年において取り戻すといふような

形で、十五年の単位で見えていきますと取り戻していくということになります。

それからデノミネーションというようになことにつきまちは、デノミネーションというのは、貨幣価値の変動するものではなしに、貨幣の変動、単位の変更にともなうものと私ども基本的に理解いたしておる次第でございます。

○西村委員 せっかく国民の貴重な財産を運用するわけでございますから、年金制度のより安心、しかも確実な運営を行っていただきたいという意味から申し上げたわけでございます。

そこで大臣、行政の重要な使命というのは、常に時代を先取りしていく、先見性を発揮しながらやがて到来する時代に備えていく、それに即応する制度や内容の検討を果敢にやらなければならぬということだと思えます。したがって、この年金法の精神が生かされず、制定の意義がなくなるようでは困るわけでございまして、その意味でも本改正案の提出は若干遅きに失したのではないかと、余りにも検討、開店休業の時期が長過ぎたのではないかと、そう思うわけでございまして。加えて今回の改正案の提出の経緯を考えてまいりますと、もっと早く改正しておればスムーズに事が実現しておたのではないかと、そういう意味では非常に残念な経過があったと思うのですが、大臣の御見解はいかがでございますか。

○山内国務大臣 郵政省といたしましては、郵便年金制度というのは、国民生活に非常に重大なものであるというので大正十五年から始めたわけでございます。その後いろいろと公的年金が普及、発達してまいりまして、いまでも非常に発達しているわけでございまして、今度は高齢化社会という現象があらわれてきたわけでございまして。先ほどお示しの数字のように、人口調査の速報においてもいろいろ出ているわけでございまして、したがって御指摘のように、それに間に合うようにもっと早くこういうことをやるべきであったといま感じているわけでございます。しかし、せっかくお預かりした金でございますので、それ

の運用が間違わないように、いかにすれば皆様の御期待に背かないような運用がやれるかという研究も大分したわけでございます。そういうような点でいろいろ手間取ったのでございますが、ひとつ今後は、先ほど御指摘のございましたように、社会情勢に合うように先手、先手とつていききたいものである、こういうことを考えておるわけでございます。

○西村委員 現在の年金制度は八種類ございまして、これは年々改善、向上されておるわけでございます。しかしながら、今日なお制度間格差もございまして。あるいは給付水準におきましても、さらには将来の国庫負担金、保険料率、保険金額、いわゆる年金財政の行き詰まり、こういうことが予測をされるわけでございまして、きわめて不安要素が多い。そうした中で、この年金制度の果たす役割りというものはきわめて大きいと思えます。特に国営という本制度の果たす役割りは非常に責任も大きいであろうと思つております。なぜ先ほど私が、新しく創設された年金だと申し上げたかと申しますと、それはあくまでも新種年金だ、これからいよいよ第一歩を踏み出すのだ、そういう決意で取り組んでいかなければ、今後の維持管理も発展向上も期すことができないと思うからであります。大臣の御決意を伺いたいと思つております。

○山内国務大臣 新種年金という気持ちは十分持つておるわけであります。ただ、大正十五年から郵便年金というものをやっておりますので、名前には従来の郵便年金の改善、充実であるということを書いておるわけでございしますが、心構え、それから取り組み方は、全く新しい観点からできている年金である、そういう気持ちでやっておりますわけでございまして、御指摘の点はこれから十分に考えながら、さらに努力をしてみたいと考えております。

業に対する影響等、こういったものを考慮して決めたと言われているのであります。しかし、この点につきまわしてはいろいろと議論のあるところでございます。

問題は、今後この限度額の変更あるいは修正をいかなる条件が発生をしたときにやろうとするのか、その辺のところをひとつ明らかにしたいと思つておるわけでございます。

○小山(森)政府委員 年金の最高制限額の検討についてどんな条件のときかということ、いまこの場で非常に割り切った形で申し上げるのはなかなかむずかしい点でございます。将来の経済環境、社会環境の変化によつてどういう対応を迫られるか予測しがたい点があるのですが、少なくとも法のたてまえが現実の需要と遊離してしまうというふうなことは決してあってはならない、こういうことで、これこそ私も運営に当たる者の責任として、今後のそういった経済社会情勢への対応というものに最大の関心を持って常に反応を示し、さらにそれを実際の行動によつてあらわし、実際にそういった法律上の問題として取り扱っていくべくようをお願いするように努力する、こういう運営の姿勢がなければならぬと考えております。今後とも、どういふ条件というように明確な御答弁はなかなか申し上げにくい点でございますけれども、対応を迫られるときには常に責任を持つた形で正面から取り組んでいくべきか、こう考えておる次第でございます。

○西村委員 この年金制度の対象がどの辺の所得階層を基準にしてつくられたか、これはいろいろ問題がございますが、それによつてもこの限度額の高低というものは決まっておりますし、さらに将来における社会経済情勢の変動、これに即応するよう変更あるいは修正がなければ、この年金制度は生きてこないわけでございます。そういう意味で、見通しのつく範囲内での一つの基準といたうものをおつくりになるお考えはございませんか。

○小山(森)政府委員 今回の年金の最高額を決めるに当たりまして、先ほど先生が御指摘になりましたように、やはり四点から考えたわけでございますけれども、特に掛金の方から見た場合に、最高制限額の七十二万円に加入した場合の掛金、これがどうなるかということも大きな要素として考えたわけでございます。その場合、五十五年六月の貯蓄増強中央委員会の行った貯蓄に関する世論調査、これによりますと、四十歳から五十歳代の世帯の税引き年取は平均四百二十六万円、年間の貯蓄増加額は平均七十六万円だということでございます。そういったしますと、私も七十二万円の最高限度額で二十年掛金というものを想定いたしますと、年間の掛金が約四十万円になるといふことを考えたわけでございます。そうしますと、私どもがそれから想定いたしましたものは、最高限度額であっても平均的な年取をお持ちの方である、平均的な年取をお持ちの方が最高限度額に入れる。したがってそれ以下の方たちというところが対象になるわけでございまして。したがって、こういったたような税引き年取というものの変動というものは、最高限度額を変更していく上におきますところの大きな指標になるものと考えておる次第でございます。

○西村委員 今後の年金事業の経営の問題についてお尋ねをしたいと思います。この「郵政要覧」によりまして、いわゆる年金事業の事業費率は、特殊な事情がございましたけれども、五十二年から異常な数字になっておりまして、五十二年が一三・四・三、五十四年度が一・九・九という数字でございます。今回の改正に基づく初年度の契約件数あるいは次年度の契約件数、この見込みからまいりまして、およそその事業費率というものはどのようにならんと算定をされておるか、正常な形に何年ぐらいたれば戻るのか、この辺について聞かしていただきたい。

○小山(森)政府委員 御指摘のとおり、実は事業費率というのは掛金収入に対する事業費率でございます。現在の現行法における郵便年金のように入新加入者がいなくて契約件数が減るとい

う場合は、当然そのような事業費率になるわけでございませう。

それは今後どうなるかということでございませうが、まず五十六年度で申し上げますと、これは今回の郵便年金法の改正というものの関係で、いわゆるコンピュータのプログラム開発費とか周知関係経費、こういったものを相当多額に計上しております。これはいわば経常的経費というのか、初年度に必要な創業的な経費とも言われるものと存じます。しかしながら、形式的な会計処理といたしましてはこれは事業費であることは間違いないと存じます。そういったものと、大体五十六年度におきましては事業費率は三〇・三％と見込んでおります。これはやはりまだ異常に高い数字でございませう。それでは五十七年度以降はどうかというところでございませうが、私どもの世論調査その他から推定いたしますと、少なくとも七万件がある。それに対しては月掛金大体平均一万八千円ぐらいの掛金収入ではないか、こういう計算をしてみますと、大体五十八年度にはいまの簡易保険と同じような事業費率一・三％になるのではないかと、こういう推計値を持っておる次第でございませう。

○西村委員 まことに残念でございませうが、時間が参りましたので、最後にお尋ねをいたしますが、いろいろとこの年金制度につきましての重要性は先ほど来申し上げてまいりました。いかに有効に活用し、発展、拡大をさせるかということがこれからの使命だと思っております。一層の努力を望んでおきたいのでありますが、最後に大臣にお尋ねをいたします。

この年金制度の拡充とともにやるべきことは、郵便貯金の預け入れ限度額の引き上げ、さらにはシルバー貯金構想、これの実現だと思っておりますが、最後にその実現に向けての取り組みの決意を聞かしていただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○山内閣務大臣 今回の郵便年金、これを国会で通していただきました。私はこれはなかなか簡

単な仕事じゃないと思うのです。と言いますことは、長年の間、十年も二十年も掛金を掛け続けて初めて老後の保障ができるということとございませう。そういう点につきましては、ひとつ最大限の努力をして、老後の生活を豊かにしていただくようにやってまいりたいと考えております。

それからいま郵便貯金のお話でございまして、三百万をもっと上げてもらいたいという御要望が非常に強まっております。また退職時の退職金を一時全部郵便貯金に預けて、その分はひとつ優遇してもらいたい、そして老後の生活も安定するようにしてもらいたい、こういう御要望も非常に強まっております。これらの点につきましては、来年度に向けてひとつ最大の努力をやってみたい、こう考えておるわけでございませう。

○西村委員 終わります。

○畑委員長代理 藤原ひろ子君。

○藤原委員 まず最初に、私は年金を担当いたします。労働者の労働者を含めて郵政労働者の労働条件に關することについてお尋ねをいたします。

政府は、昨年の通常国会以来、公務員労働者に定年制を設ける、また退職手当法を改正しようということをねらっているわけですが、これらの改正によりまして、郵政労働者の定年というものはどうなるか、退職金はどのようになるか、お答えをいただきたいと思っております。

○岡野政府委員 藤原先生がおっしゃいます。いわゆる公務員法二法でございませうが、一つは定年制を織り込みました国家公務員法の改正、いま一つが退職手当をいかにするかという意味におきまして、この国家公務員の退職手当法、これが当国会におきまして御審議いただく予定になっていて、所管は内閣委員会であるというように伺っているところでございませうが、これが成立をいたしました。これは、両法とも私も郵政省の一般会計あるいは特別会計分野のいかんを問わず適用になる、このように伺っているところでございませう。

○藤原委員 いまの所管は内閣委員会ですが、その後どういふふうになるのか、退職手当法が改正されたら、この郵政労働者の定年あるいは退職金、これはどうなるんでしょうか。

○岡野政府委員 ただいまお話を申し上げましたように、この両法案が成立をいたしました。既に全面的に適用になる。したがって定年制につきましても、あるいはその退職手当につきましても、新しい法律に基づきました制度が私どもの内部にも適用されるということとございませう。

○藤原委員 退職手当法につきましては、すべての公務員と三公社の職員の退職金を約一〇％減額するということとすけれども、これは郵政労働者を含めてすべての公務員と三公社に働く労働者の生活に直接打撃を与えることは明白であるというふうには私は思っております。それだけではなくて、公務員の労働条件を切り下げるによりまして民間労働者の条件も低い水準に押し下げられるというふうな結果が出てくる、私はそれともねわられてい

るんだと思っております。しかもこの退職金問題といふことは、労働条件の重要な一つになっているので、すけれども、郵政省はこの退職金の改善について関係労働組合と団体交渉すらやらないで、一方的に国会に提案をされてきているわけですね。定年制の問題につきましても同じことが言えるわけですね。

そこで大臣にお伺いしたいと思っておりますが、大臣が郵政省に働く労働者の権利を認めるならば、当然のことながら国会に提出する前に労使の交渉がなされなければならぬと思っておりますが、いま局長さんの答弁で、所管は内閣委員会だけれども決まればすっぱりと入ってくるということを重ねてお答えになったわけですが、大臣は労働者の権利、これは一体認められるのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○岡野政府委員 大臣のお答えの前に、私ちょっと事務的に申し上げたいと存じます。私どもも非現業分野の職員はともあれ、現業分野

に働きますところの職員、これらの給与その他労働条件の基準の創設、変更につきましては公労法の適用がございまして、第八条に基づきまして団体交渉をするという制度がとられているところでございませう。しかしながら、労働条件の側面を持ちまして決まります事項、いま先生お尋ねの退職手当の問題でございまして、これは国家公務員の分限に關しますような国家公務員法上の規定でありまして、全面的に適用になります。こういうような意味合いにおきまして、いまお話しした退職手当あるいは定年につきましては、私どもの現業分野の公務員、職員の諸君につきましてもその適用があるということとございませう。よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

（畑委員長代理退席、堀之内委員長代理着席）

○山内閣務大臣 いよいよ定年制の問題それから退職手当の額の問題、非常に働いていただいている方には重要な問題でございませう。しかし、いろいろといまの時勢に対応するように、これは世間の話でございませうが、私が言っているのは、この点をもっとはつきりさせたらどうかという意見が世の中に非常に強いわけとございませう。それからもう一つの考えようによると、定年制はつきりしないために逆に自分はいつまで勤めることができるか、老後の生活の設計といふことが、そういう点も立てにくいという点もございませう。さらに手当の問題につきましても一般の民間よりも高いじゃないかというように言っている世間の人もおられます。そういうような点を考えて、法律的に今度ははつきりしませうということであるわけとございませう。いろいろ内閣全体で労使の間の関係をよく検討しながら、その検討いたしました結果を結論として御提案し、これから御審議をいただく、こういうこととございませう。十分な御審議をいただきたいと思っております。

ます。

○藤原委員 大臣は、世間が言っているという言い方です。巧みに公務員に対する攻撃をなさっているわけですが、政府は公務員労働者には団体交渉権も団体行動権も認めない、三公社五現業の労働者には団体行動権を認めないという制度を押しつけたままで、重要な労働条件にかかわる問題まで一方的にこの国会に提出してくる。こういうことでは、言葉で幾ら労働者の権利を認めますとか、守りますとか、労働者こそ郵政事業を支えてくれているものだと歴代の大臣がおっしゃってても、それは全く絵にかいたもちにすぎないわけです。言葉だけのことでいいと思います。政府は労働者の固有の権利を認めるべきだということをおしやうとしたいというふうに思います。

それと同時に、私は郵政労働者の問題に関連をいたしまして、下請労働者のことにつきましても一言確認をしておきたいと思うことがございいます。

私は昨年の十月に郵便料金値上げ問題を取り上げたときに、郵政省の郵務局長、事務次官、こういった重要な役職を務めた広瀬弘日本郵便通社社長、この方が郵政省の在職中にKDD汚職に関係していたことを取り上げて、郵政省の姿勢をたどったことがあるわけなんです。ところが最近、私が広瀬社長の問題を取り上げた、このKDDの収賄などの腐敗をなくそうという意図でもって取り上げましたことを悪用して、藤原が国会の中で郵便輸送はもとと分散をして下請させろというふうな主張をしたから、郵政省としても分散する方向を考えているのだなどとおっしゃっているような話を私は聞いたわけですが、もしそれが本当ならまことに不当なことだと思うわけなんです。郵務局長がいましておられますが、議員の質問に悪乗りをするというふうなことがあれば大変よくないことだと思うのです。ですからあなた方がそういうことをおやりになっているのかどうか、念のためにお尋ねをしたいと思います。

○魚津政府委員 お答え申し上げます。

郵便の移送部門というのは、かなりの部分先生の仰せのとおり委託をしたところで運営しているわけですが、その委託部門の経営のあり方というのは、絶えず時代の情勢を勘案しながら検討を続けるということは当然でございますが、今日、日本郵便通達株式会社を分割するという形でそれを命題としてとらえて検討しているという事実がございませぬ。ただ適正規模というのから、健全な経営を図るという角度から、一般論としての議論は絶えずしているところでございますが、仰せのように先生の質問に悪乗りしてとか、あるいはそれを目的にした検討を続けるという事実は一切ございませぬ。

○藤原委員 なければ私はそれで結構でございますが、今後ともそのようなことがないように厳重に御注意を申し上げておきます。私は、たとえ下請といえども国営事業をやっているわけですから、そこで働く労働者に対して労働条件の切り下げになるような合理化の結果的には押しつける、そういうことを絶対にしてはならないということを強調しておきたいというふうに思います。

ところで、この郵便年金といふのは、御承知のように長期にわたって積極的な募集をやらなかったものでございませぬ。したがって、先ほどの御答弁にもありましたように、再出発といつても一から始めるのと内容的には変わらないというふうに思われます。その場合、当然のことですけれども、郵政省の業務の中には、保険であるとかあるいは貯金といったように、国民に対して働きかけていかなければならない、働きかけて加入をしていただく、そういう部門を持っているわけですから、これらの部門の経験であるとかあるいは今日までの教訓、こういったものをつかんで個人年金への加入を働きかけることが重要だというふうに思われます。

そこで、保険局長さんにお尋ねをいたしますが、年金を直接担当する局長さんとして、あなたはどのようにしてこの制度を国民の中に浸透させよう

としていらっしゃるのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

○小山(森)政府委員 いろいろ手段はございませぬけれども、やはりまず、一般的なこれを利用する国民の皆様方に、この年金というものの性格といたしまして、全貌というものを御理解していただくという環境づくりというものを、省を挙げてやらなければいけない。それと同時に、外務員の諸君によくこの事業の内容を理解していただく、国営事業としてあるべき姿というものを御理解した上で、この年金というものをお客様に勧めていただくというように、基本的な考え方をおる次第でございませぬ。

○藤原委員 それでは毎年度ごとの目標のようなもの、これは設定されないのですか。

○小山(森)政府委員 目標というもののとらえ方はいろいろあるかと存じます。端的に申し上げますと、郵政省の職場に働いている者が自分の努力を傾注していく、その努力の数量的な表現が目標値というふうなものであるというふうにとらえらる方もあろうかと思ひます。またそのことによりまして職員自身がより一層この業務に対する理解を深め、自分自身に対する意欲というものを一層深めるといふようなこともあろうかと思ひます。ただししかしながら、いろいろな条件が整って初めてそういった数量的な目標と現実と自分が意欲を持ったものとがなごつてくるわけでございます。いま現在、そのような目標と具体的にいま再出発しようとしているこの郵便年金との関係がどういふふうになるかといふことにつきましまして、目下検討中でございます。まだ目標を出すかどうかといふようなことについては結論を出してないところでございませぬ。

○藤原委員 目標額を設定してやっておりますが、保険局の関係だけではなくて貯金局の場合も同じことをやっているわけですね。私は四年前の貯金法の改正のときにも、貯金の目標とその遂行状況、これについてお尋ねをしたことがござい

ます。改めて貯金の関係のことについてお尋ねをしたいというふうに思ふのですが、郵便貯金の問題につきまして、昨年のグリーンカード問題に関するかどうかというのを含めて、金融界では常に論議的になってまいりました。そこで貯金局長にお尋ねをしますが、昨年の一、二、三月とこの一、二、三月の郵便貯金の増加額ですね。これは対前年同月比でどのようになっておりますでしょうか。

○鶴政府委員 お答えいたします。

先生の御質問は、五十六年に入りましての一、二月、三月の郵便貯金の増加状況、その対前年比ということかと拝聴いたしましたけれども、五十六年の一月の数字でございませぬが、実績がこれに純増加額で申し上げまして四千八百四十億円でございませぬ。対前年の比率が七九%。二月が五百一億円でございまして、対前年の比率が三五%。それから三月でございませぬが、これは増加額がマインナスになってございまして、一千十六億円でございませぬ。これはマインナスでございませぬので、ちよつといま対前年比という形で出ておりませぬ。

○藤原委員 私もこの資料をいただいておりますが、ことしの一、二月と昨年の一、二月を比べますと、ことしの場合は落ち込みが大変多いわけですが、これはなぜでしょうか。

○鶴政府委員 御指摘のように、昨年の七月から十一月にかけては大きな伸びが認められたわけでございます。これは御承知のように十二月の一日から金利が引き下げになりました。それまでの間いわば最近における金利の一番高い状態が続いておりましたために、いわゆる金利の天井感というものがございまして、これに向けてお客様が長期性の貯蓄手段としての定額貯金を選択されたため、その間には他の金融機関におきます長期性の預金あるいは債券等の増加もございましたけれども、御指摘のようにことしの一、二月は先ほど申し上げたとおりでございませぬが、昨年の十二

月段階につきましても、この利下げの影響を受けました伸び悩みという状態が出ているわけでございます。

実は昭和五十三年、五十四年度につきましても、年度の申し上げますと増加状況は低下傾向にございまして、申し上げたいことは、したがって五十五年の七月から十一月にかけての伸びはいわば一時的な増加現象ではないか。それがこの十二月一日の金利引き下げ以降におきまして、先ほど申し上げましたような数字で、在来、この五十三、五十四年度に見られたような傾向に戻ったのではないかと、私ども分析をいたしております。

○藤原委員 私京都で調べてみますと、昨年と比較しましては落ち込んでおります。ところが貯金の外務の人たちから見れば、これは単に落ち込んでいっているだけでは済まされないわけなんです。ある局では十七人ほど貯金課の人がいるそうですけれども、そのうちの八割の人が二月は募集手当が三分の一しかもらえなかったというふうな状態が出て、現実現場ではこういうことが起きているのですけれども、貯金局長はこういったことを御存じでしょうか。

○郵政府委員 個別の局の実態については具体的に把握をいたしておりませんが、先ほど申し上げましたように、この一月、二月をしまして三月におきまして、預け入れをされる額が減ってきているという現象がございまして、募集手当、奨励手当と申しますものは、職員の努力によって、勸奨によって預入されたものに対して支払われるということでございますけれども、お客様の反応と申しますか、これに対応しての預入が比較的最近減ってきているという状況の中で、御指摘のような現象が個別の局の中に起こってきているであろうということ、これは推測でございますけれども、全般的な数字の上からそういうことがあろうかというふうに、私考えております。

○藤原委員 現場ではもっと深刻に、もっと戦々恐々としているという事象ですが、局長さんは案

外把握していらつしやらないというふうに思うのです。私はなぜこんなことになっているのか大変不思議に思つて調べてみたのです。そうしましたら、貯金の外務の人にとつてみれば募集手当というのは収入の重要な一部であるわけですが、それが減っている。本来なら減つたら困るわけですが、けれども、それでも半分はあきらめていっているのです。

いろいろ調べてみますと、こんな文書が出てきたわけなんですけれども、これは取り扱い注意ということで、各郵便局長あてに近畿郵政局からこの三月十二日付で出されております通達なんです。「郵便貯金の限度額管理の徹底について」というものであるわけなんです。これは一口で言いますと、限度額を超えて預金をさしているかどうかということと各局で全部調べないといふものなんです。非常に細かく指示をございまして、いままでやらなかったことを急にやりました、そのためにそれに追いついていられない、時間もとられる、そういうことなのですが、本省のやつておられます指導が末端にいくとこのようになつていっているという状況です。毎年きちんと指導をしていればこんなことにならないのにといふふうに現場の方々が言つておられたわけですが、本省の方ではグリーンカードの問題以降、限度額管理について特に敏感になつていらつしやるといふ様子があるわけなんです。そんなことは初めからやるべきじゃないかと現場の方は言つておられますし、私もそのとおりだと思います。結局しわ寄せは末端の現場に寄せられているという現状なんです。多分貯金局長はこんなことはよくよく御存じの上だといふふうに思ふのですけれども、こういう状態に置かれて貯金関係の労働者に対して、局長さんほどのように対応をされるでしようか。

○郵政府委員 郵便貯金につきましては、郵便貯金法におきまして郵便貯金の総額の制限というものがございまして、したがってこの点につきましては、郵政省の責任において限度額を遵守をす

るように、お客様からお預かりをするお金について、郵便局の窓口での本人確認あるいは地方貯金局におきましていわゆる名寄せといふような手段を通じまして、従来からそれを厳重にやつてきたところでございまして。

御指摘のグリーンカードの問題は、昨年の三月末に所得税法の改正によりまして、グリーンカード制度といふものが五十九年の一月から実施されるということ、この実施を五十九年に控へまして、昨年この法が成立いたしました後におきまして種々論議が出てまいりました。この点につきましては、私も限度額の管理とは別の問題ということで、グリーンカード実施に伴う問題ということ、大蔵省ともいろいろ話をしております。昨年じゅうにその実施に当たりまして、たとえばグリーンカード番号を使つての名寄せといふようなことでの合意に達しまして、完全な決着を見ておりますが、これは先ほど申し上げましたように、限度額管理そのものはグリーンカード制度にかんがわらず、本来郵政省の責任において郵便貯金の限度額管理をしなればならないことになつていられる事柄でございまして。

ただ、世にいろいろ言われておりますこともございまして、私もといたしまして、従来の限度額管理をさらに部内的に徹底をさせるという意味におきまして、先生御指摘の部内的な指導もやつていられるわけでございまして、これは従前からやつていられるわけでございまして、さらにその徹底を期すということと実施をいたしたものでございまして。

具体的には、昨年の十月に大臣名によりまして、限度額の管理の徹底を職員一人一人がするようにという通達が出されております。あわせてこの三月に貯金局長名で各局において自主的な形で限度額管理、これはもう先ほどから申し上げておりますように、郵便貯金の本来ございまして限度額管理という意味においてやらなければならない事柄をやるということとございまして、いわばその徹底を期するということにおいて実施をいたして

るものでございまして。

いわゆる募集手当につきましては、先ほど申し上げましたような趣旨で、職員の努力によって預入がありました場合にそれに報いるという意味において支給がされているわけでございましてけれども、先ほど申し上げましたような経済的な環境の中でお客様からの預入が少なくなつてきているというのを反映して、先ほど御指摘のような事柄が個別にあるいは起こつていっているというふうに理解をしております。

○藤原委員 私は、きょうはこの問題を審議するのが重点ではありませんが余り突っ込みませんけれども、現場ではいろいろと混乱が起つていっていることは素人の私にもわかるわけですから、いろいろと御注意をすべきではないかといふふうに御提案を申し上げるわけなんです。

私もいろいろ話を聞いていまして、この問題に関連して一つだけ聞いておきたいといふふうに思うのですが、それは、昨年の九月二十六日付の日経新聞によれば、渡辺大蔵大臣が参議院の決算委員会におきまして、募集手当まで払つて郵便貯金を集める必要があるのか非常に疑問だ、検討する必要があると答えたといふふうに報道されているわけですが、この募集手当といふのは、いま審議されている年金法との関係で見ましても大変大事な問題だといふふうに思ひます。大臣はこの郵貯の募集手当についてはなくともよいといふふうに考へておられるのでしょうか、どうでしょうか。

○山内国務大臣 その決算委員会の際に私も一緒に同席をしていたと思ひます。それで、大蔵大臣からいまい言いましたようなことを言いましたので、私も、とんでもない話であります。郵便貯金といふものを一生懸命集めるというのが従来の使命であり、外務員、募集員の方が本当に苦勞しながら集めた結果がこうなつていっているのです。その苦勞のことも考えないで手当云々と言つただけだといふ話である、たしか速記録を見ていただければそういうふうに私は答弁しているはずでございまして。

○藤原委員 それでは、この点はいまおっしゃったとおり、大蔵大臣が言っておられることはとてもないことだというふうに思いますが、いま再度の御確認でございましたので、ぜひともそれで進めたいと望みます。ぜひとも望みます。では、法案の内容についても二、三点お聞きをしたいと思います。

御承知のように今回の法改正というのは、この十数年来眠っておりまして郵便年金制度を高齢化社会の到来という時代の要請にかなうものによりがえらせる、国民福祉の増進に役立てようというものである。私は、この郵便年金制度の改革につきましては過去の教訓をしっかりと生かさなければならぬと考えますが、昭和四十三年以来現行の郵便年金の募集は停止されたわけですね。こうした措置をとられたのはなぜなのでしょう。御答弁をいただきたいと思ひます。

○小山(藤)政府委員 先ほど申し上げましたが、郵便年金、長い歴史の中におきまして、一つは年金というものは長い給付を持つ関係上、その歴史的な長きに比例して客観情勢に相当左右されるわけがございます。

その第一が戦争による壊滅的な被害でございまして、これはただ一つ郵便年金に限らず、金融全体がこれによって被害をこうむったわけでございます。

その第二点、今度は戦後の復興期から現在に至るものでございますけれども、この間における郵便年金の歩みを見ますと、要するに制度が非常に経済の拡大に対応していない制度であったということ、これは歴史的に見ますと、大正十五年というように非常に日本の経済が停滞しているときに考えられた制度でありまして、その昔の十年が現在では一年あるいは半年で経済の拡大が行われていくというふうな、昭和二十年以降の日本の社会経済状況に合致していなかったということから来るという問題点であったわけでございます。

そういったしますと、まず第一にここをしなければならぬのは、一つは壊滅的な被害を受けた戦争という、あらゆる金融機関が基本的な打撃を受けたものに対する始末をどうするかという点でございまして、これについては特別措置をやったわけでございます。それ以後の経済の拡大に對しましては対応できない状態にございましてはどうかという点が、この措置をやった後の郵政省の課題になったわけでございますけれども、この間におきまして数々の教訓というものを、具体的にいまの制度の中でどうやってそれをカバーしていくのかということにつきまして、一つ問題点を解明していかなければならぬ、その問題点を解明した後、それならばそのような社会経済環境に對する制度というものが国営事業として可能かどうかということ、これが一つ。

それでは事業として対応し得るような形にした場合における、今度は国営事業のあり方としてどうかという点があるわけであつたわけでございまして、それにつきまして、もう一つ問題点として、郵便年金というものが戦争によって被害を受けたところの年金というものの特別措置をまず一区切りつけてからということ、ここに目下の課題としてありまして、これからの今後の郵便年金のあり方につきましての検討が若干おかれていたということは、この際申し上げざるを得ないかと存じます。

○藤原委員 戦争が国民のささやかな蓄えにまで壊滅的な打撃を与えた、また郵便年金の制度が戦後のインフレに對応できなくて年金制度としての意味を持たなくなった、それで募集も停止せざるを得なくなったというふうなところがあると思うのですが、それではなぜ十三年も改善することなく放置されていたのでしょうか。

いまいろいろ保険局長さんからの御説明があつたわけですが、ともかくにもインフレ、高物価、こういった物価高には政府として実効ある措置をとらない、そういう制度の改善というのは長期間放置されてきている、こういう状況があるわけですが、結局それはいろいろとおっしゃるけれども、加入者であります国民が損をするということになるわけですね。この点から見ますと、政府の責任というものは大変大きいと思ふのでございまして、この十三年間放置されてきた、これに對して大臣はどのような責任をお感じになつていらっしゃるのか、お答えいただけますか。

○山内国務大臣 最初、大正十五年に郵便年金を発足いたしましたときには、公的年金というのはあつたかどうかよく知りませんけれども、ほとんどなかったと思いますが、発足してだんだん経緯をたどつておる間に、局長から話がありましたように戦争とかいろいろな突発事故その他に遭遇いたしました。いまの年金ではほとんど魅力がない。第一点はまず定額制であるということですね。幾ら年をおとりになりましたら一定額しかもらえない。その間に物価も上がつてくる。それから最高限度が二十四万円というのはいまの時代にそぐわないというので、放置されているよりもそのまゝに新しい時代を迎えるように相なつたわけでございます。したがって、それにはこういう年金というものをさらに考え直してやるのが老後の生活に一番プラスになるといふ観点から、多少遅いということもございまして、今度では通増型であるという点、お年をおとりになるにつれて金額をふやして支給される、それから最高限度も二十四万円に上がる、こういう二点を主として改良いたしました改善充実をしてきたということでございまして。

責任はどうだという御質問でございまして、けれども、時代の変遷とともにこういうふうな相なつてきたので、今度新しくつばな年金を発足させていたで十分その責任をとつてまいりたい、こう考えておるわけでございまして。

○藤原委員 そこで今回の特別措置の内容でございしますが、対象といたします契約件数、年金額、これは幾らになるのでしょうか。

数は約六万二千件でございます。年金額は、約十三億円でございまして。

〔堀之内委員長代理退席、畑委員長代理着席〕

○藤原委員 これまでも今回と同様の特別措置が行われていたわけですね。昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置、それから簡保の方では昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置というものが実施をされております。それそれ契約者からの申し出に基づいて契約を消滅させて、保険金、年金の支払いのかわりに特別一時金を支給する、こういう内容のものでございまして。この特別措置の施行、実施状況、これはどういふふうになつていまして、どうか、お答えいただきたいと思ひます。

○小山(藤)政府委員 年金につきましては、昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置、これを昭和四十三年一月から二年間にわたつてやつたわけでございまして。その結果、特別措置の申し出状況は一年目が三十八万七千件、二年目が四万九千件でございました。

なお、保険でございしますが、昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置ですが、これは取り扱ひ期間は昭和五十一年一月から三年間にやつたわけでございまして。その特別措置の申し出状況は、一年目が二十六万六千件、二年目三万九千件、三年目四万二千件という状況でございました。

○藤原委員 私はこの簡保の特別措置に関連をいたしまして、四年前の当委員会が質問をしたことがございまして。こうした特別措置などの実施に当たつての周知徹底を行つていくという問題であつたわけですが、契約解消の申し出をするというところは契約者にとつて決して損にならない、むしろ契約解消の申し出をした方が得をするという制度になつていまして、申し出る人が郵政省の予定よりもかなり少ないという結果になつております。

こうしたことの一因にPRのやり方があるのではないかと。保険や年金の加入PR

は、わかりやすく熱意を込めてやるけれども、特別一時金の公告というのは片すみに置いておく、こういうことになってはいけません。わがかりやすく金加入者に徹底していただくためにどういう工夫を検討をしておられるのか、お伺いをいたします。

○小山(藤)政府委員 特別措置をいたすからには初めからなるべく大ぜいの方に一〇〇%の御利用をいたして、その特別措置ということによってその効果を受けていただきたいという意図から特別措置をやるのでございまして、なるべく少ない人にとすることは初めからそういう意図はございません。

ただしかしながら、そういう意図とは別に、非常にやり方について問題があるかどうかというものはこれまた次の問題でございまして、

したがって、今回考えておりますのは、官報、郵便局の局前掲示と、ほかにはいわゆる加入者御本人に案内状を全部送付するということも考えておる次第でございまして、

○藤原委員 こうした加入者サービスというのは事業者として年金の実質的な価値を維持し得なかったという点に対するせめてもの責務だと思われかねない。ぜひとも加入者への徹底が十分図られるように、こういうことを強く要望をしておきたいと思っております。

さて最後に、根本的な問題でございしますが、私は、国民の老後の生活の保障を図っていくための基本というものは、お年寄りが安心して生活していくという公的年金制度の確立にあるというふうに考えます。そういう意味から、今回の郵便年金等の私的な年金制度はあくまで補完的なものであり、このことによつて公的年金の充実を図っていくという政府の責任が軽くなるものではないというふうに思いますが、大臣のお考えをお聞かせしたいと思います。

○山内国務大臣 先生のおっしゃるとおりだと私は思います。老後の生活というのは、やはり公的年金が中核になってどんどん改良していくべきものである。今回御提案されている郵便年金は、余力のある方よりよい生活をしたいとおっしゃる方はひとつどぞお入りください、こういう趣旨で御提案を申し上げているわけでございまして、

○藤原委員 大臣は、先日の当委員会と同僚委員の質問に対して、日本の公的年金制度は充実している、その上で個々人の多様な要求にこたえていくために郵便年金をという旨の答弁をなさったわけなんです。いまは、公的年金が大変大切だと私が主張いたしましたのも、おっしゃるとおりだというふうにおっしゃったのですが、余力のある人がこれにというふうなことでしたが、こういうふうな日本の今日の社会の中で、年金制度は充実しているのだ、万々歳だとはおっしゃらないけれども、まあ充実しているのだ、しかし、まだそれより高い要求の方があからうふうなことではないかと思うのです。なぜかと申しますと、現在のおが国の公的年金制度というのは、決して十分なんだ、外国にもひけをとらないなどというふうな状況ではないわけですか。これは厚生省が出されている資料等でも明らかなんです。確かに厚生年金で見ますと、五十五年三月末現在の老齢年金の受給者の一人当たりの平均年金額、月額八万六千円となっております。しかし、わが国の老齢年金受給者約一千一百万人のうち八百万人は月額二万円余りにすぎないわけなんです。したがって比較的高い水準にある約百六十万人の厚生年金だけを取り出して外国などと比較をすれば、わが国の年金は充実しているなどと言つても大変困るわけなんです。

よく覚えておりませんが、私がいつも考えておりますことは、公的年金というものは非常に普及発達を日本ではしております、そういう意味において充実と申し上げたので、金額については一切申し上げなかったわけでございます。したがってその点は、いま先生のおっしゃったとおりだと思います。

○藤原委員 ああ長い戦争で苦勞をして日本の発展を担つてくれたお年寄り、多くの方々が戦争の犠牲になつたけれども、いま長生きしていただいているお年寄りはその方の分まで生きていただかなければならぬ、国家がやはり大切にしようという政治をしなければだめだというふうにするに当たります。いまこそ本格的な高齢化社会を迎えるに当たります。政府が国民の老後の生活の保障に本腰を入れて取り組んでいただかなければならぬからこそ、このことを強調するわけでござい

大臣、あなたはこうした実情をお知りにならないうで発言をされたとしたら、訂正をしていただかなければならないと思つたのです。郵便年金をやつていく上でも、こうした実情をしっかりと踏まえていただく、老齢年金受給者の八割がわづかの年金しかもらっていないという貧困な公的年金制度の実態を再認識していただきたいと思つたのですが、いかがでしょうか。

○山内国務大臣 充実したと発言したかどうか、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

老後の生活を安心して暮らしていけるという最大の保障は何かといふと、やはり公的年金制度の確立でございまして、したがって現在の老齢福祉年金、これを四万円に引き上げるなど抜本的な充実改善、このことを急務だと思つたのです。赤字財政だとか行革だとかいろいろおっしゃるわけですけれども、しかしながらよく今度の財政を見定めるならば、軍拡、大増税の予算、これがとられていくわけですから、これを改めれば本当にお年寄りを大切に、残る命を豊かに生き抜いていただくということができるわけでござい

○小山(藤)政府委員 先ほどちょっと答弁違ひがございまして、まず訂正させていただきます。死亡後ではなしに支払い後十五年間の保証期間でございまして、先生最初に申されたのが正しい数字でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

○小山(藤)政府委員 死してから十五年でございまして、

昭和五十六年四月一日

○鈴木強委員　そうしますと、二年もらつておと十三年は遺族に支給される、七百九十万円掛けたものが千六百四万円もらえる、こういうことでございませうね。それとおりですね。

○小山(森)政府委員　そのとおりでございます。

○鈴木通委員　それで、これは四十歳の人が六十歳まで二十年掛けて月八万円の年金がもらえるわけですが、果たしてその八万円というもので老後を安心して生活できるという根拠がどういふところから来ておるのか。私は公的年金を含めまして後はどまた大臣にもお伺いをしたいと思います。が、きようは厚生省の方からちよつとおいでをいただきますしたので、まず最初に、ちよつどきの五十五年度の国勢調査の結果が発表になつております。たまたま財界の月刊誌がございまして、それをちよつと見ておりましたら、いまから二十六年後には日本の年金制度は崩壊する、こういう見出しで記事が出ております。

ちよとこれを読んでみますが、一わが国の人口の高齡化は猛スピードで進んでいる。一九七九年「これは昭和五十四年です、ね」「に一千三十万人だつた六十五歳以上の老人は二〇〇〇年には」これは昭和七十五年、「千九百万人、二〇〇二年には」「これは昭和九十五年です、ね」「二千六百万人」に急増する。老人人口割合は二〇一〇年「すなわち昭和八十五年」「に一六・七%と世界」になつた後、二〇二〇年「昭和九十五年」「にまだ世界のどのどの国も経験したことのない最高の一八・八%を記録し、ほぼ一八%台で安定してしまふ。高齡化のスピードがフランスの四倍、スウェーデンの三倍と云つた速さであるのも、戦後のベビーブーム後わずか八年で、一人の女性の出生児数二人という低水準に到達した異常さの反映にほかならない。

老人扶養の観点から、老人人口と生産人口「これは十五歳から六十四歳を生産人口と言っているの」ですが、この「比率を見ると、一九七九年に生産人口七・六人に一人であつた老人数は二〇〇〇年には四・六人に一人、二〇二〇年には三・三人に一人という高率になる。さらに具体的に厚生年金

の加入者と受給者の比較でみると、昨年加入者十一人で受給者一人を支えていた関係が二〇〇〇年には四人で一人を、二〇二〇年には二・七人で一人を支えねばならなくなるのである。こうして厚生年金の積み立て金は、一九九七年の九十八兆非円をピークに高齢化社会の進展とともに減り始

め、わずか七年で取り崩されてしまひ現在の積み立て方式は否応なく崩壊せざるを得なくなる。支給開始年齢が現在の六十五歳のままとすれば、ベビープーム世代が受給資格者になる二〇〇七年—九年ころには積み立て金はとくになくなつており、その年その年、給付に必要な財源を保険料率を変えて調達する西歐式の賦課方式に事実上移行せざるを得ない。このとき出生実数で前後の世代より毎年五十万人も多いベビープーム世代を支える加入者の負担は大変だ。保険料率は一挙に一〇％もハネ上つて二七—二八％に達する見込みだ。もつともこうなる前に支給開始年齢は六十五歳へ引き上げられベビープーム世代は二〇一二年以降にならないと年金を受給できなくなっているかも知れない。その場合でもベビープーム世代全員が受給を受け出すと、二百兆円近くあった積み立て金はあつという間になくなり、一年後の二〇〇一五年には七兆円を割り、これ以降、保険料を三〇％に引き上げなければならなくなる計算だ。」

こういう記事が載つておるわけでございます。

そこで厚生省においていたしておりますが、ここに載っております記事の推測というのは、増加する人口と老齡化する人口との割合は大体このようなものと判断してよろしゅうございまいしょうか。

〔畑委員長代理退席、委員長着席〕

○長門説明員 先生ただいまお述べになりました将来人口の推計でございますが、これは私どもの人口問題研究所が昭和五十一年十一月に発表いたしました将来人口推計、これは昭和五十年のセンサスとその時点までの出生とか死亡の動向をベースにいたしまして将来人口を推計したものでございます。六十五歳以上の人口の推移、それからこ

れの生産年齢人口に対する割合等、先生お述べになった数字のとおりでございます。

○鈴木(強)委員　そこで昨日発表されました国勢調査の結果とこの予測との間にどの程度の誤差がございましたか。

○長門説明員 答え申し上げます。

人口問題研究所で推計いたしましたものは、先ほども申し上げましたように、昭和五十年のセンサスの結果とその当時における出生と死亡の動向をもとにいたしまして推計したものでございますが、その推計の中位推計と呼んでおりますものによりますと、昭和五十五年の総人口は一億一千七百五十六万三千人というふうにと当時見込んでおりました。これに對しまして昨日発表されました国勢調査の結果によりますと、昨年の十月一日現

在の総人口は一億一千六百九十一万六千人でございまして、人口問題研究所で推計いたしましたものよりも六十四万七千人実績の方が下回っております。これは昭和四十九年以降出生率が当時見込みましたものよりもダウンしたというふうなことで、あるいは高齢人口につきまして当時見込みました平均寿命が予想以上に改善されたというふうな結果が加わりまして、こういったふうな差になつてゐるものと承知しております。

○鈴木(強)委員 六十五歳以上のいわゆる老人の方の人口増は大体この推計と同じと見ていいですか。

○長門説明員 六十五歳以上人口について申しますと、人口問題研究所で推計いたしましたものが、一千四十三万六千人、これに對しまして国勢調査

の結果が一千五十七万四千人ということでございます。したがって人口問題研究所の推計の方が実績よりも十三万八千、約十四万少なくなっております。

○鈴木(強)委員　最高百歳以上生きる御老人は、何人くらいおられるのでしょうか。

まして九百六十八人というところでございまして、内訳は男が百七十四人、女性が七百九十四人、こういうふうになっております。

○鈴木(強)委員 平均寿命は五年前と比べて幾ら延びましたか。

○長門説明員 お答之申し上げます。

平均寿命の対比でございますが、まず男性について申し上げますと、昭和五十年におきましては、男性の平均寿命、これは七〇歳の平均余命でございますが、七十一・七三年でございます。これが一番新しい五十四年の数字によりますと、七十三・四六年、それから女性の方は、昭和五十年の平均寿命が七十六・八九年、これが五十四年では七十八・八九年、こういうふううに延びております。

○鈴木(強)委員　わかりました。

優生保護法によって妊娠中絶するのは一年間にどのくらいおるのですか。

○長門説明員 お答え申し上げます。

人工妊娠中絶、これは優生保護法によりまして

届け出のございます件数でございますが、一番直近のものとしたしましては、昭和五十四年の一年間に六十一万三千六百七十六件という中絶件数の報告がございます。これはちなみに申しますと、昭和三十年ごろは百十七万というふうな件数でございましたが、以後減少いたしまして、大体ここ数年は六十万台を推移している状況でございます。

○鈴木達委員　しかし、この数字は届け出をしたものであって、届け出をしないで中絶をするのは相当あるんじゃないかと私は思うのです。したがって、避妊薬とか避妊器具とかいうものを大分つくっているようにすけれども、そういうものとの関連からして、実際に法の盲点というか、法に違反して無届けで中絶しているのは相当あるんじゃないですか。そういう実態はつかめないのですか。

○長門説明員 人工妊娠中絶を行いました場合には、優生保護法に基づいて、これを行った医師は保健所の方へ届け出ることになっておりますの

で、その数字に基づきまして先ほど申し上げました数字が集計されているわけでございまして、その届け出以前の姿につきましては、私ども何とも申し上げかねる次第でございまして。

○鈴木(強)委員 いま言った器具はどのくらい生産しているかわからないですか。

○長門説明員 避妊薬といたしましてわが国で生産しておりますものは、薬事工業生産動態統計という統計で把握いたしておりますが、直近の昭和五十四年におきましては、金額にいたしまして二億五千六百万円の生産高ということに相なっております。

なお、いわゆるピルでございしますが、経口避妊薬であるピルはわが国では避妊薬として認められておりませんので、ただいま申し上げました数字には、統計的にも把握いたしておりません。

○鈴木(強)委員 これはなかなか把握はむずかしいと思いますが、実際には六十万に近いようなものがひそかに中絶されておるのではないかと、うふうにも言われております。

いずれにいたしましても、人口問題というのはその国にとりましては非常に重要な問題でございまして、したがって、研究所の方としては、いまの人口増、高齢化の増というものに対して何か特別の考え方がございましてしょうか。ありましたらちよつと教えてもらいたい。

○長門説明員 人口の推移につきましては、先ほど来先生も述べになりましたような将来見込みでございまして、この高齢化は、当初予想されておりましたよりもより速いピッチで高齢化が進行しているというふうなことがわかれるわけでございまして、これに対処いたしますためには、老人対策といたしまして、所得保障である公的年金制度の充実でありますとか、健康づくり、老人保健医療の問題等、いわゆる老人対策を一層充実する必要がありますとともに、出生いたします児童が非常に少なく、また将来この人たちが非常にふえました老人を支えていかななくてはならないというところで、生まれました児童の健全育成という

ふうなことも非常に重要な課題というふうには認識いたしまして、行政を推進していくこととして、いるところでございまして。

○鈴木(強)委員 わかりました。

それでは、長尾企画課長さんにおいていただいておりますが、いまお聞きのように、二十六年あるいは三十年先になりますと、厚生年金を一生懸命掛けておつても、いまの状態では崩壊してしまふ。これは大変なことですね。したがって、国民年金を含め、公的年金、企業年金、それからいまここで問題になっております任意の年金制度、こういったものの三本立てでこれからいくなのが非常によろしいではないか、こう私は推察するのであります。課長さんはその方面の権威者であります。いま言った二〇二〇年までと言わなくても、二〇〇〇年あるいは二〇一〇年、そのころまでにはいまの公的年金は、いまの経済情勢が続くとして、六十歳支払い開始あるいは六十五歳支払い開始とございしますが、仮に六十五歳として、国民年金は幾らもえらるようになって、掛金は幾らになつていくのでしょうか。厚生年金も同様になつていくのでしょうか。その未来像というものが決まつておつたら教えていただきたい。また決めておくべきだと私は思うのです。

○長尾説明員 お答えを申し上げます。厚生年金と国民年金の将来の見通しでございまして、今後の被保険者数がどのように推移するか、老齢年金等の年金受給者がどういふふうに移すのかという推定でございまして、五十五年に大改正をいたしましたときの推計を持っておるわけでございまして。

先ほど先生が雑誌の御紹介をいただきましたが、昭和七十五年という時点を考えますと、被保険者と老齢年金の受給者の比率は確かに四人が一人を支えるという状況になります。それから昭和九十五年時点になりますと二・七人で一人を支える、こういうような状況になるのは御指摘のとおりでございまして。

で、こういった状況になりますときのそれぞれ

の保険料負担がどのようになるかという問題でございまして、この場合には、今後賃金がどのように上昇していくのか、それから、積立金を保有いたしておりますが、この積立金の利子収入というものがどういふふうに移っていくのか、それに応じて保険料率というものをどのようにな形で引き上げていくかという将来の予測及び政策の問題が絡み合うわけでございまして。

私どもといたしましては三つの試算、試みの推定をいたしておるわけでございまして、そのうちの試算におきましても、昭和七十年代の前半、七十年代から七十五年の間のときにおきまして、単年度の収支がマイナスになる、つまり積立金に回る費用がなくなる形になるようでございまして。

この場合の保険料率の引き上げ方は、五年間に一・八%引き上げるといふことを前提といたしております。この引き上げ率を変えた場合には、いま申し上げました数字は狂うわけでございまして。この後、積立金を取り崩すという方向をとりつつ保険料の引き上げのカーブを同じようにいたしますと、お話のように、昭和八十年代の前半、つまり八十年代から八十五年の間に積立金というものがなくなりますので、この後は、現在西諸国がとっておりますような財政方式へ移行するといふことになるわけでございまして。そういった場合の保険料は三割ぐらいになるといふような推計になっておるわけでございまして。このように三割という保険料は、現在の西諸国の保険料に比べますと高いというふうには申し上げられるかと思うのでございまして。

このための対策といたしましては、全体の給付費につきまして、現在の制度の中にあります幾つかの効率化を図るべき要素というものを洗い出しまして、給付の重点化を図っていくという形で私ども努力をいたさねばならないと思っております。いずれにいたしましても相当な保険料負担の引き上げということはお願いをせざるを得ないというふうには考えておるわけでございまして。

○鈴木(強)委員 それで、たとえば六十五歳ある

いは七十歳、仮に六十五歳として、公的年金なり個人年金なり、これらを合わせてみて、御老人が老後安心して生活できる費用というものは一カ月どの程度と見ておられるのですか。持ち家のある方それからアパートに住まわれるおじいさん、おばあさん、いろいろあるでしょうけれども、一体月何万円あったら生活できる、こういうふうには考えておられるのでございましてしょうか。

○長尾説明員 お答えを申し上げます。五十五年に大改正をいたしましたときに、男子の被保険者の方で三十年加入された方の年金額、私どもの方ではモデル年金額と称しておりますが、これを十三万六千円という形に設定をしたわけでございまして。ほぼ同じ時期に総理府の方でこの十三万四千円という数字を示しまして、老後の生活の中での程度の意味を持つかという世論調査を実施いたしておりますが、その際には、この十三万四千円という金額につきまして、持ち家があつて、お子さんがすでに成長しておられる、お子さんについては費用がかからないという老夫婦お二人の場合を考えますと、ほぼ生活できる水準というふうにお答えをいただいたように記憶しておるわけでございまして。

確かに生計費といふものは幾つかの調査がございまして、正直申し上げまして相当な幅がございまして、たとえば昭和五十三年度の数字でございまして、私どもの国民生活実態調査によりまして、高齢者の世帯の平均所得金額は年額にいたしまして百五十三万四千円という金額になつております。月額にいたしまして十三万四千円というところかと思ひますが、これは五十三年の数字でございまして、五十五年、五十六年はもう少し多くなつておるかと思ひますが、こういうものを考えますと、約十三万円といふ公的年金のこの厚生年金の水準は老後の生活の上で中核となる水準ではないかというふうには思つておるわけでござい

ます。

○鈴木(強)委員 いまの場合は厚生年金でござい

加入して六十五歳支払い開始という場合に幾らも入りますか。

○長尾説明員 お答えを申し上げます。

国民年金の場合は、厚生年金と違いまして御夫婦が別々に加入をされますので、御夫婦の年金額を合算いたしました場合、五十五年の設定いたしました水準で三十年加入の方の月額は十一万二千八百円でございます。

○鈴木(強)委員 いずれにいたしましても、公的年金によって完全に生計を維持するという点については非常にまだ問題があるように思っています。しかも前途にはきわめて多難な問題が控えておるといふことでございますから、ここに提案されました任意加入の郵便年金、こういうものの存在価値は十分にある、こう私は思うわけでございます。

それで、時間もありませんので多くを聞くわけにいきませんが、一つは所得税と地方税の免税ですね。免税というか控除をふやしてもいいという点です。免税の基礎控除をふやしてもいい、こういう質問が先ほど米田委員からもございました。大臣、これは現在、民間の保険もそうですが、生命保険と簡易保険それから年金、こういったものが一緒になった掛金に対する所得控除の法律があるわけですが、今回の場合には、生命保険と個人年金を切り離して、任意年金の方については十万円まではひとつ控除してほしい。これは地方税も所得税もそうですが、そういう法案の改正を郵政省は考えたわけですね。ところが途中においてこれができなかったという問題がございます。これはこれから全力を尽くしてこの趣旨に沿えるような御審議をいただきたいと思っておりますが、その点ちょっとお答えください。

○山内国務大臣 せっかくできました年金にたくさんお入りをいただくには、やはり税制の問題が絡んでくると思うわけでございます。いま郵政省で考えておりますことは、先ほど局長からも御説明申し上げ、鈴木委員がいまおっしゃったとおりでございます。この実現のためにひとつ努力をさせていただきます。年金もそれによってさらにふ

やしていききたい、こう考えているわけでございます。

○鈴木(強)委員 それからもう一つ、資金の運用対象の問題ですが、きょう私は、実はできましたらいままでの経緯、大変御苦労いただいて各国の年金制度も調査されておりますし国内の専門家にも委嘱をしていろいろ検討され、郵政省も市場の調査をされ、そして最終的に年金制度の改善拡充を明らかにされたいきさつがおりますので、こういった問題でも聞きたかったわけでありますが、時間がもうありませんので残念でございますが、たとえばこの中にもありますように、年金資金の運用についてはこういうふうにした方が望ましいというところが書いてございます。その中には社債の銘柄の追加、それから運用対象分野の拡大というので外債、これは円建てと外貨建てと二つあるわけですが、それと株式、転換社債、不動産貸し付け、貸付信託及び証券投資の信託の受益証券、それから預貯金あるいはコールあるいは手形割引、こういうふうな七つの項目を拡大して運用対象にしたかどうか、答申ではないのですが、そういう意見が出ております。しかし、今回出されておるのを見ますと金銭の信託につきましては貸付信託はオーケーですが、投資信託はだめ、銀行等の預金についてはこれはよろしい、外国債もよろしい、株式と土地建物についてはこれはベケ、こういうことで幾つも消されておるわけですよ。これも恐らく大蔵省との折衝の中でやられたんだと思っております。

きょうは時間ありませんので、私、大蔵省を呼んでおりませんけれども、この点については、かなりわれわれが中を見ましても、今後の効率的な資金の運用をして少しでも加入者に年金額をふやして差し上げるという意味からいいますと、あるいは将来のインフレということを考えても、妙味のあるところだと私は考えておるわけですが、それが大分消されてしまっていて非常に残念ですが、今後この問題につきましてもひとつ全力を挙げてやってほしい、こう思うのです。これは

局長と大臣両方からひとつ聞いておきたい。

○小山(義)政府委員 御指摘のように株式、不動産運用対象ということは今回できなかったわけでございます。しかしながら今回の発足に当たりまして、形式的に一つは国家資金という問題があるという点、しかし内容的には事実上加入者からの預かり金であるという性格、これをどうやって調和させていくかということが今後とも大事なことでございます。特に御指摘のように、今後予測し得ないような経済変動に耐え得るような多角的な投資をしていく、そのことによって年金の実質価値を維持していくというためには、やはり多角的な運用の範囲を持つていくこと、またその運用範囲の中をどのような組み合わせでもっていくかという、法の中のわれわれの最大の努力というもの、この両者が相まってできるものだと思っております。

現時点におきましては、不動産投資においてわれわれとしては健全な投資と考えていたものでございまして、国家資金であるという点から、政府資金であるという性格から、若干批判も出ましても、もう少し理解をいただく時間を得た方がよろしいと思っております。また、そのほか元本保証のないものにつきましての問題でございまして、私どもが資金運用についてそれなりの相当な勉強をしており、そういったことの運用ができるというものが内外に今後とも理解されるということをお願いしているわけでございまして、今後とも私どもはお客から預かりした資金をどのような形で実質価値のある形で持つて、支払いを全うしていくかということに専念すべきだ、こう思っておりますので、そういった点からその裏づけとなる資金運用の範囲の拡大につきましては常に努力をしていきたい、こう考えております。

○鈴木(強)委員 皆さんが調査をなすった調査報告を拝見しますと、たとえば株式とか土地建物等につきましては、フランスでも年金を国営でやっておられますね。ここらでもこの運用の対象

の中に入れておるわけですから大臣。ですから入らぬことはないと思うのです。ある程度きつとした基準をつくらなければいかぬと思っております。もういふことにして少しでも有効な資金運用というものをやるのがやはり受益者のためだと私は思っていますから、それを含めまして、大臣からもう一度お答えを願いたいと思っております。

○山内国務大臣 お預かりした掛金の運用ということが私は郵便年金で一番重要かと思っておりますのでございまして。これいかにによりまして、加入者の方の信頼を増す、さらには高い額に加入していただける、こういう問題でございまして、いろいろ従来から郵政省においても大いに研究をまいりまして、まず確実であること、それから率が高いこと、そのほかにもあるかもしれせんけれども、そういうような二点について十分注意をして、さらに鈴木委員から御提案のありました点もよく考えて、今後やってまいりたいと考えているわけでございまして。

○鈴木(強)委員 長尾課長さん、ちょっと前後して恐縮ですが、私さっき一つ聞くのを忘れてしまったのですが、いまの積立方式ですね、これが非常にむずかしくなってくる、これを全部崩さなければならぬという事態が来ますね。したがって、いずれにしても賦課方式の方向に移行せざるを得ない、そういう考え方とそういう時期というものをいま考えておられますか。考えておたらひとつ教えてください。

○長尾説明員 お答え申し上げます。ただいま御説明をいたしましたように、現在私どもで試算をいたしましたものの保険料の引き上げのカーブといいますが、五年間に一・八ずつ引き上げることとで考えておるわけでございまして、この場合には八十年代の前半に積立金が多くなるという形になっておるわけでございまして。厚生年金といたしまして、受給者が被保険者に対しまして恒常的な発生していく時期が昭和九十年前後だろうと思っております。やはりそういう時期をにらみまして、いま先生お話のよう

の中に入れておるわけですから大臣。ですから入らぬことはないと思うのです。ある程度きつとした基準をつくらなければいかぬと思っております。もういふことにして少しでも有効な資金運用というものをやるのがやはり受益者のためだと私は思っていますから、それを含めまして、大臣からもう一度お答えを願いたいと思っております。

賦課方式というものを準備していくということではないかと思つておるわけでございます。

○鈴木(強)委員 最後ですが、これは私の要望です。この法律改正を提出するに当たりましては、その間大憲政的な問題もございまして、われわれは、九十六万円を最高にしてぜひ実現したいと思つておつたわけでありますが、中途において七十六万円、七十二万円ですか、そういうことになりまして、これは非常に残念です。いま申し上げたような事情も厚生省の公的年金にもあるわけでございまして、今後一層額の引き上げ等についても努力をすべきである、私は強くそう思います。

それから、一面におきましては、民間の保険会社、民衆との関係もございまして、そこにいざさかの摩擦があつてもいけないと思ひます。民衆と官業のよさを十分發揮して、要は国民、加入者一人一人が恵まれる、よくなる制度をやつてもらいたいということなんです。民衆がよければ民衆に入りますよ、官業がよければ官業に入ります。これは自由な選択にかつていて私は思うのです。ですから、決して民衆と官業は相対立するものではない、要はそれぞれの努力によつて、国民はどちらをとるかということを選択すると私は思ひます。そういう意味におきまして、大変な事業だと思ひますけれども、どうかひとつ、大臣以下全職員ふり立つて、決定されたこの法案が実現されまして、老齢の人たちにも安心をして生きていただくように、そういうためにがんばつていただきます。どうもありがとうございます、私はこれで終わります。

○佐藤委員長 鈴木強君の質疑は終わりました。これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積

立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は可決いたしました。

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は可決いたしました。

○佐藤委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、畑英次郎君外四名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨説明を求めます。畑英次郎君。

○畑委員 提案者を代表して、ただいま議題となりました附帯決議案について趣旨を説明いたします。

まず、案文を朗讀いたします。

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、国民の理解を深めるため、個人任意年金思想の普及に努め、その充実、発展を図ること。

一、郵便年金の実質価値を維持するため、さらに積立金の運用範囲の拡大に努めるとともに、余裕金も直接運用できるよう制度の改善を検討し、年金加入者の利益の増進を図ること。

一、国民の多様な需要に應えるため、即時年金の実施について検討すること。

以上のとおりであります。

この決議案は、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブの各派共同提案に係るものでありまして、案文も当委員会における質疑等を十分勘案して作成したものでございまして、その趣旨につきましては改めて説明を要しないと存じますので、省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いする次第でございます。(拍手)

○佐藤委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、山内郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山内郵政大臣。

○山内國務大臣 慎重な御審議をいただきまして、ただいま郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の御可決をいただきましたことに對し、厚くお礼を申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後郵便年金事業を運営していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。

また、附帯決議につきましては、今後その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございます。

○佐藤委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○佐藤委員長 次に、公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず、提案理由の説明を求めます。山内郵政大臣。

臣。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○山内國務大臣 公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、電話の近距離の通話料と遠距離の通話料との格差の是正等を図るため、遠距離の通話料を法定の料金より低く定めることができることとするほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入電話加入者の数が著しく減少した集団電話について、日本電信電話公社が加入電話の種類を変更することができるとする等所要の改正を行おうとするものであります。

まず、改正の第一点は、遠距離の通話料の改定であります。

わが国の電話の通話料は、諸外国の料金に比較して、近距離の通話料は安く、遠距離の通話料は高く、いわゆる遠近格差が大きくなつております。この格差を是正するため、遠距離の通話料を引き下げることにするものであり、区域外通話地域間距離が五百キロメートルを超える区域外通話の料金について、五百キロメートルを超え七百五十キロメートルまでは三秒ごとに十円を三・五秒ごとに十円に、七百五十キロメートルを超え二・五秒ごとに十円を三秒ごとに十円に、それそれ改めることとしております。

第二点は、区域外通話地域間距離が六十キロメートルを超える区域外通話の日曜日及び祝日に係る料金について、設備の有効利用を図りつつ通話料の遠近格差の是正に資するため、現行法で認められていた夜間の通話に係る料金の場合と同様に、公社は、郵政大臣の認可を受けて法定の料金より低く定めることができることとしたとしてお

ります。

第三点は、電話使用料について、加入電話加入者が市町村等の法人であっても、老人福祉電話等郵政省令で定めるものに限り、住宅用を適用することとしたしております。

第四点は、集団電話について、公社は、当該集団電話の加入者数が加入申し込み必要とされる数の十分の一の数に満たなくなつた場合において、交換設備の老朽化等その集団電話に係る交換設備により役務を提供することが困難な事情が生じたときは、郵政大臣の認可を受けて加入電話の種類を変更することができることとしたしております。

以上のほか、ダイヤル自動機の完了に伴い、共同電話の種類及び度数料金と定額料金の区別を廃止すること、電話交換取扱者資格試験の受験資格及び受験手数料の額の決定方法を改正すること、その他所要の規定の整備を行うこととしたしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました提案理由及びその主な内容でございます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。
次回は、来る八日午前十時理事會、十時十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時二十三分散會

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「通話の取扱若しくは交換」を「通話の取扱」に改め、同条第二号中「取扱」を「取扱」に改め、同条第四号中「但書」を「ただし書」に改め、同条第六号中「外」を「ほか」に改める。

第二十五条中「並びに第七条の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局及び第八号第一号、第五号又は第六号の規定により電話の交換に関する事務を委託されている者」を削り、「左の通り」を「次のとおり」に改める。

第二十六条第一項第二号中「二個以上」を「二個」に改め、同項第三号及び第四号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 集団電話の種類は、交換設備と電話機との間の電話回線に接続されるその電話機の数により、公社が定める。

第三十条第四項中「又は共同電話の種類」を削る。

第三十三条第一項中「若しくは共同電話の種類」を削り、同条第二項中「共同電話による通話が著しく少ないと認めるとき、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は共同電話の種類」を削り、同条第三項中「又は共同電話の種類」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公社は、同一の集団電話の交換設備により接続される集団電話の電話機(第三十六条に規定する附属的なものを除く)の数が、その集団電話の種類につき、第三十条第二項第一号の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて定める数の十分の一の数に満たなくなつた場合において、現にその集団電話の用に供する交換設備の老朽化その他当該交換設備により公衆電気通信役務を継続して提供することが困難な事情が生じたときは、郵政省令で定めるところにより、郵政大臣の認可を受けてその集団電話につき加入電話の種類を変更することができる。

4 第三十七条の規定は、前項に規定する場合に

おいては、その障害が軽微なものである場合その他郵政省令で定める場合を除き、適用しない。

第四十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(電話取扱局の種類)

第四十四条 公社は、加入電話に係る電話使用料の適用の基準とするため、電話取扱局について、その電話取扱局に係る加入電話等の数により、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、これを公示しなければならない。

種 類	加入電話等の数
一級局	八百未満
二級局	八百以上八千未満
三級局	八千以上五万未満
四級局	五万以上四十万未満
五級局	四十万以上

2 公社は、前項の規定によりその種類を定めた電話取扱局について、その電話取扱局に係る加入電話等の数が他の種類の電話取扱局に対応する数になつたときは、その日から一月以内に、その種類を変更し、これを公示しなければならない。

3 前二項の電話取扱局に係る加入電話等の数は、その電話取扱局及びその電話取扱局に収容されている加入電話から第四十六条第一号に規定する区域内通話をすることができる加入電話を収容している他の電話取扱局に収容されている加入電話(契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く)、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話並びに第五十四条の第三項に規定する有線放送電話接続回線のそれぞれ数の合計数とする。

第四十五条を削る。

第四十五条の二第二項中「区域外通話の」を「次条第三号に規定する区域外通話の」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十六条第二項を削る。

第四十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

区域内通話、隣接区域内通話又は区域外通話で、その通話に係る電話取扱局における接続の全部が自動的に行われるもの(以下「自動接続方式による通話」という。)(以外のもの(以下「手動接続方式による通話」という。))は、次の二種に区別する。

第四十九条中「市外通話」を「手動接続方式による通話」に、「先だつて」を「先立って」に改める。

第五十条中「除く外」を「除くほか」に、「市外通話」を手動接続方式による通話に、「先だつて」を「先立って」に改める。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 公社は、電話交換取扱者の認定を取り消され、取消しの日から六月を経過しない者に対しては、電話交換取扱者資格試験を受けさせないこととができる。

第五十二条第四項中「五百円をこえない範囲内において公社が定める手数料」を「公社が郵政大臣の認可を受けて定める額の手数料」に改める。

第五十四条の六第一項中「市外接続通話の種類」を「市外接続通話(その通話に係る電話取扱局における接続の全部が自動的に行われる通話及びその通話の相手方たる接続有線放送電話設備に係る有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局までの接続が自動的に行われる通話を除く。以下この条において同じ。))の種類」に改め、同条第二項中「市外通話」を「手動接続方式による通話」に改める。

第九十九条第一項第三号中(定額料金制による加入電話若しくは地域団体加入電話又は定額料金局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備にあつては、二倍)を削る。

別表中第2から第4までを次のように改め、第5を削る。

第2 電話使用料(電話取扱局に収容されている加入電話(契約の期間が30日以内のものを除く。)に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額
単独電話(公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。)及び構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)に係るもの	
1 級 局	1,400円 1,000円
2 級 局	1,700円 1,200円
3 級 局	2,000円 1,400円
4 級 局	2,300円 1,600円
5 級 局	2,600円 1,800円

備考
1 住宅用とは、専ら居住の用に供される場所に設置されるものをいう。ただし、法人又は第2条第2項に規定する代表者の加入電話加入契約に係るものにあつては、郵政省令で定めるものに限る。
2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3 通話料(加入電話又は公衆電話から行う自動接続方式による通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額
1 加入電話から行う通話に係るもの	
イ 区域内通話料(郵政省令で定める種類に属する加入電話から行う通話で同一の電話取扱局に収容されている加入電話(その電話取扱局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に収容されている加入電話を含む。)相互間のものに係る料金を除く。)	3分までごとに 10円
ロ 隣接区域内通話料	80秒までごとに 10円
ハ 区域外通話料	80秒 10円
ニ 区域外通話地域間距離20キロメートルまで	30秒 38秒
	40秒 30秒
	60秒 21秒

80 "	15秒
100 "	13秒
120 "	10秒
160 "	8秒
240 "	6.5秒
320 "	5秒
500 "	4秒
750 "	3.5秒
750キロメートルを超えるもの	3秒

2 公衆電話から行う通話に係るもの
1に掲げる料金額と同額

備考
1 区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
2 公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の料金のうち、夜間に係る料金並びに日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日をいい、同法第3条第2項の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日を含む。)に係る料金(夜間に係るものを除く。)について、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第4 設備料(加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものを除く。)

料 金 種 別	料 金 額
1 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円
2 共同電話に係るもの	一加入電話ごとに 48,000円
3 集団電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円以内において、集団電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額
4 構内交換電話に係るもの(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)	一加入電話ごとに 80,000円

施行期日
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

経過措置
(経過措置)
この法律の施行の際現に、改正前の公衆電気

通信法第四十五条第一項の規定によりその種類を定められ(同条第三項の規定により変更された場合を含む)、公示されていた度数料金局である電話取扱局の改正後の公衆電気通信法第四十四条第一項に規定する種類については、この法律の施行の時に於いて、その定められ、公示されていた次の表の上欄に掲げる度数料金局の種類に対応する同表の下欄に掲げる電話取扱局の種類として定められ、公示されたものとみなす。

一級度数料金局	一級局
二級度数料金局	二級局
三級度数料金局	三級局
四級度数料金局	四級局
五級度数料金局	五級局

3 この法律の施行の目前に支払うべき原因が生じた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。

(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正)

4 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 単独電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局(公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第二十五条に規定する電話取扱局をいう。以下同じ。)の種類に応じ、五級局については十五万円以内において、一級局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、電話取扱局の種類ごとに政令で定める額

二 共同電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局の種類に応じ、五級局については五万円以内において、一級局については一万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、前号の政令で定める額を参酌して、電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

第二条第一項第四号中「イ又はロ」を削る。

第三条第一項中「加入電話の種類(共同電話の種類を含む。以下同じ。)」に応じ、五級度数料金局の単独電話については十万円以内において、七級定額料金局の単独電話については五万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級度数料金局及び七級定額料金局の単独電話以外の種類の加入電話並びにその他の種類の電話取扱局については、これらの額を「加入電話の種類に応じ、五級局の単独電話については十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級局の単独電話以外の種類の加入電話及びその他の種類の電話取扱局については、この額」に改める。

理由

電話の近距離の通話料と遠距離の通話料との格差の是正等を図るため、遠距離の通話料を改定するとともに、日曜日及び祝日に係る料金を法定の料金より低く定めることができることとするほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入電話加入者の数が著しく減少した集団電話について、日本電信電話公社が加入電話の種類を変更することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。